

第52回平成25年9月与謝野町議会定例会会議録（第12号）

招集年月日 平成25年9月27日

開閉会日時 午前9時30分 開会 ～ 午後5時10分 閉会

招集の場所 与謝野町議会会議場

1. 出席議員

| | | | |
|----|------------|-----|-------------|
| 1番 | 野村生八 | 10番 | 山添藤真 |
| 2番 | 和田裕之 | 11番 | 小林庸夫 |
| 3番 | 有吉正 (午後出席) | 12番 | 多田正成 |
| 4番 | 杉上忠義 | 13番 | 井田義之 (午後出席) |
| 5番 | 塩見晋 | 14番 | 糸井満雄 |
| 6番 | 宮崎有平 | 15番 | 勢篁毅 |
| 7番 | 伊藤幸男 | 16番 | 谷口忠弘 |
| 8番 | 浪江郁雄 | 17番 | 今田博文 |
| 9番 | 家城功 | 18番 | 赤松孝一 |

2. 欠席議員 (なし)

3. 職務のため議場に出席した者

議会事務局長 秋山 誠 書記 土田 安子

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者

| | | | |
|-----------|-------|--------|-------|
| 町長 | 太田 貴美 | 代表監査委員 | 足立 正人 |
| 副町長 | 堀口 卓也 | 教育長 | 垣中 均 |
| 企画財政課長 | 浪江 学 | 教育委員長 | 白杉 直久 |
| 総務課長 | 奥野 稔 | 商工観光課長 | 長島 栄作 |
| 岩滝地域振興課長 | 中上 敏朗 | 農林課長 | 井上 雅之 |
| 野田川地域振興課長 | 坪倉 正明 | 教育推進課長 | 小池 信助 |
| 加悦地域振興課長 | 森岡 克成 | 教育次長 | 和田 茂 |
| 税務課長 | 植田 弘志 | 下水道課長 | 西村 良久 |
| 住民環境課長 | 朝倉 進 | 水道課長 | 吉田 達雄 |
| 会計室長 | 飯澤嘉代子 | 保健課長 | 前田 昌一 |
| 建設課長 | 西原 正樹 | 福祉課長 | 浪江 昭人 |

5. 議事日程

- | | | |
|-------|---------|---|
| 日程第 1 | 議案第 93号 | 平成24年度与謝野町下水道特別会計歳入歳出決算認定について (質疑～表決) |
| 日程第 2 | 議案第104号 | 与謝野町特別職の職員の給与及び報酬等に関する条例の一部改正について (提案理由説明) |
| 日程第 3 | 議案第105号 | 平成25年度与謝野町一般会計補正予算(第4号) (提案理由説明) |
| 日程第 4 | 議案第 94号 | 平成24年度与謝野町農業集落排水特別会計歳入歳出決算認定について (質疑～表決) |
| 日程第 5 | 議案第 95号 | 平成24年度与謝野町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について (質疑～表決) |
| 日程第 6 | 議案第 96号 | 平成24年度与謝野町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について (質疑～表決) |
| 日程第 7 | 議案第 97号 | 平成24年度与謝野町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について (質疑～表決) |
| 日程第 8 | 議案第 98号 | 平成24年度与謝野町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について (質疑～表決) |
| 日程第 9 | 議案第 99号 | 平成24年度与謝野町財産区特別会計歳入歳出決算認定について (質疑～表決) |
| 日程第10 | 議案第100号 | 平成24年度与謝野町水道事業会計決算認定について (質疑～表決) |
| 日程第11 | 議案第104号 | 与謝野町特別職の職員の給与及び報酬等に関する条例の一部改正について (質疑～表決) |
| 日程第12 | 議案第105号 | 平成25年度与謝野町一般会計補正予算(第4号) (質疑～表決) |
| 日程第13 | 発議第 2号 | 与謝野町特別職の職員の給与及び報酬等に関する条例の一部改正について (提案～表決) |
| 日程第14 | 意見書案第2号 | 介護保険の軽度の認定者に十分な介護サービスの保障を求める意見書(案)について (提案～表決) |

- 日程第 15 意見書案第 3 号 道州制を拙速に導入しないよう求める意見書 (案) について
(提案～表決)
- 日程第 16 諸般の報告
- 日程第 17 閉会中の継続審査 (調査) 申出書

6. 議事の経過

(開会 午前9時30分)

議長(赤松孝一) 皆さん、おはようございます。

本日は、有吉議員、また、井田議員のほうより午前中欠席の届けが出ております。皆さんにお知らせをしておきます。

したがいまして、ただいまの出席議員は、16人であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付しております議事日程に従い進めたいと思います。

日程第1 議案第93号 平成24年度与謝野町下水道特別会計歳入歳出決算についてを議題とします。

本案につきましては、既に質疑に入っております。昨日に引き続き質疑を続行いたします。

ここで西村下水道課長のほうより発言の申し出がございますので、お受けいたします。

西村下水道課長。

下水道課長(西村良久) おはようございます。

貴重な時間を頂戴しましてまことに申しわけございません。

昨日の伊藤議員のご質問の受益者負担金等の不納欠損処分に関するご質問の中で、課長は、この問題をいつ知ったかというご質問があり、昨年9月議会の産業建設常任委員会での議員からのご指摘で初めて知ったというような答弁をいたしました。その時点では時効の全体は把握できておりませんでした。時効が完成し不納欠損処分すべきものがあるということは認識しておりましたので、昨日の伊藤議員への答弁を訂正させていただきます。

申しわけございませんでした。

議長(赤松孝一) それでは、質疑を続行いたします。

質疑はありませんか。

1番、野村議員。

1番(野村生八) それでは、決算について、不納欠損について質問します。

今、課長の答弁がありました、負担金等がですね、時効の対象になっているということが昨年の9月の委員会で初めて知ったということではなくて、それ以前から時効そのものについては知っていたと、ただ、全体は把握できていなかったという答弁でしたが、それでは、これいつ、そのことをどのようにして時効の対象だということを知られたのか、把握されたのか、この点についてお聞きします。

議長(赤松孝一) 西村下水道課長。

下水道課長(西村良久) お答えいたします。まことに申しわけありませんが、明確な、いつという時期まで、ちょっと記憶が定かではございませんが、少なくとも昨年の常任委員会の時点では、その時効という存在は認識はしておったということで、ご理解いただきたいと思います。

議長(赤松孝一) 野村議員。

1番(野村生八) 私は、産業建設常任委員会の、その9月の委員会の要点筆記というのを、きのう初めて読みました。そこで初めて、今、課長が答弁された内容を知りました。それまではですね、行政側の説明でも委員会の報告でも、きのう、おとといの全協の中でも、きのう、課長が答弁さ

れた内容だというふうに聞いていました。それがもし、事実ならですね、少なくとも、例えば、議会として、こういう問題を、チェック機能を果たさなければならないという形で、そしてまた、下水道の、この問題だけではなくて、全ての、この件の問題に関連して調査をし直そうと、そういう形で議会としてのチェック機能を果たそうということで、私の所管の委員会でも調査をしまして、二つの問題があるということを報告させていただきました。しかし、そうであるならば、この産業建設常任委員会で調査されていた内容は、私が聞いているのとは違ったというふうに理解せざるを得ません。そういう点でも、その要点筆記の中にあります以前の委員会でも問題になりということで西村課長が答弁されている、先ほど明確に覚えていないというふうに言われましたが、少なくとも、これがいつの時点だったのかということを確認にしないと、今回の下水道の決算認定については、私はできないというふうに思っています。

そういう意味で、正確に、こう答弁された内容が事実であるならば、いつの委員会だったのかということぐらいは調査をする必要があるというふうに思いますが、ぜひ調査していただいて答弁をいただきたいというふうに思います。

議長（赤松孝一） 正式に動議、出してください。休憩であるならば。

町長から申し出がございましたので、暫時休憩いたします。

（休憩 午前 9時35分）

（再開 午前 9時53分）

議長（赤松孝一） それでは、休憩を閉じまして、会議を再開いたします。

答弁を求めます。

西村下水道課長。

下水道課長（西村良久） まことに曖昧な答弁をしております、まことに申しわけございませんでした。調査いたしまして、答弁をさせていただきます。

平成22年6月3日の産業建設常任委員会の席上で、これに関する協議といたしますか、話題が出ておりますので、それ以前から、そういう認識は、知っていたかどうか、ちょっと明確な時期はわかりませんので、少なくとも、この平成22年6月3日の時点で、そういったことは認識していたというふうなことで訂正をさせていただきます。

議長（赤松孝一） 野村議員。

- 1 番（野村生八） そういう意味で、きのうも答弁されましたが、全協でも言われていましたが、そういう時効の取り組みよりも面整備、あるいは対象になったところへの賦課の事務、こういうことに一生懸命で、この時効が、どういう状態かということ把握すること自身が、いわゆる後回しになったという形で、課長の中では、現在、こういう形まできたと、9月議会で指摘されて、改めて調査されて、そして、今、明確にようやくできたという意味の答弁をされていたというふうに受けとめたらいいんでしょうか。

議長（赤松孝一） 西村下水道課長。

下水道課長（西村良久） お答えいたします。今、野村議員のおっしゃっていただきましたとおりで間違いございません。これまで、その時効ということは認識しておりながら、その法律上の解釈も全くできておらずに、時効の管理が全くできていなかった状態で、ずっと来ておりましたことを、私は非常に申しわけなかったという思いで、言葉として、知らなかったというような言葉で出た

ということでございます。

議 長（赤松孝一） 野村議員。

1 番（野村生八） 町長に質問します。旧野田川町時代から、太田町長が務められてから、私はずっと議員をしてました。その間、いろんな問題が発生しました。そういうときに、町長は絶えず一切隠さず、問題を洗いざらい明らかにして、そして、そのことによって一層混乱してもですね、その話し合いの中で、こういうことが二度と起こらないような新しいガイドラインをつくったり、あるいは方向性を打ち出すなど、そういう形で町政を運営されてきたというふうに思います。

そういう点では、今回の件についても、いわゆる問題を全て明らかにして、その上で解決に臨むという姿勢は変わっていないのかどうか、この点をご答弁いただきたいと思います。きのうの伊藤議員への答弁で、今回の、この問題を町民に対して、大変な不公平感を与えたことに対して町長として、こういうふうにやっていくという決意を表明されました。非常に申しわけないですが、専決のときに説明されていた内容から比べれば、きのうの内容は町長としての決意が込められた答弁だったなというふうに受けとめました。しかし、やはりそういう点では、なお一層、きのう言われたような形で、この問題をですね、なお一層、明確にさせていただくことも必要ではないかというふうに思っています。もう一度、ご答弁いただきたいと思います。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） 今回の件につきましても、私の姿勢は変わっておりません。やはり真実を明らかに、町民の皆さんにお知らせして、その中で問題を解決していく、また、今後、起こらないような方策を考えていくという、そういう形でやってまいりました。今回の場合も、ある意味、町政懇談会のような中でも、これに対するご質問がありましたけど、今回は子育ての件でということ、町民の皆さんに、そのことを取り上げずに進めてきた、そうしたこともございます。それは町報で言葉よりも文書で、きちんと出させてもらったほうがいいというふうな思いで、全町民の方にひとしく知っていただくという、そういう考え方で町報に、それを載せさせていただきました。

しかし、この議員の一般質問の中にもございましたけれども、決して、これで終わりではない。今後につきましても町民の皆さんからの、そうした信頼を大きく損ねるような形の、こうした問題につきましても、これはずっとやはり今後におきましても、そうしたことがないような、また、二度とないような、そうした問題意識を持ちながら、今後においても、やはり町民の皆さんに説明していく必要があるというふうに思っております。もう少し、前回のときに、そうしたこともでも申し上げればよかったんですけども、あの場合には、まとめてはございましたけれども、そこまで言う段階に至っていないというような判断の中で申し上げなかったということでございます。以上、また、答弁がおかしくなりますけれども、気持ちとしては二度と、こういうことがないように、今回のこともしっかりと肝に銘じながら、これは下水道だけの問題ではなしに、全町的に、そうしたことを対応していくという、皆さんからのご指摘や、また、監査委員さんのご指摘の中で、そうした方向性を出していきたいというふうに思っております。

1 番（野村生八） 終わります。

議 長（赤松孝一） ほかに質疑はありますか。

8 番、浪江議員。

8 番（浪江郁雄） それでは、質問させていただきます。先ほど野村議員の答弁の中で、私、聞き逃したのかもわかりませんが、以前の委員会で、そういった認識があったというので、その以前とはいつかという質問に対して、平成22年6月であったというふうに言われましたけども、その中では、そういったことが委員会で指摘があったのか、それとも個人的にといいますか、課長自身で、そういうことがわかったのか、そのあたりの、いつ知ったかというのは、僕も非常に大事なことだと思っておりますので、そのあたりをもう1回、詳しくお願いいたします。

議長（赤松孝一） 西村下水道課長。

下水道課長（西村良久） お答えいたします。平成22年6月3日時点での常任委員会でのやりとりにつきまして、明確に内容を記憶しておりませんので、今もちょっと、そこまで申し上げられませんが、そういったことに触れたやりとりをしておいたということは確認ができましたので、先ほども申し上げたということでございます。

議長（赤松孝一） 浪江議員。

8 番（浪江郁雄） そういったやりとりを伺いたいですけども、例えば、そのときに実は、もう時効が過ぎているんですと、こういったことが出ていたのかどうか、例えば、委員会では、こういった滞納といいますか、こういったことは、いろいろと指摘はあると思うんですけども、恐らく何千万円だか、6,000万円だか、ちょっと僕も、うろ覚えですけども、過去、去年もおととしもずっと上がっておったと思うんですけども、この受益者負担の関係で、こういった指摘はあって当然だろうと、委員会の中で、そのときに、いやもう実は時効が来ているんですと、こういったことがあったのかどうか、このあたり伺います。

議長（赤松孝一） 西村下水道課長。

下水道課長（西村良久） お答えいたします。滞納繰越額が年々ふえてきている状況ということは明確でございましたので、それについてのご指摘を受けていた中で、そういった、このままほっておくと時効が来るというようなことの危機感を持っていたということで、そういう会話はしたというふうなことだったろうと、今、明確にちょっと、こうですということは言えませんが、そういった、要するに滞納がたくさんふえてきておるけど、それどうするんだというようなご指摘を受けて、その中で協議をしていく中で、ほっておくと時効が来るし、何とか時効が来ないようにせなあかんでというようなやりとりをした、だったであろうというようなことしか、今は言えませんが、明確に、はっきりちょっと覚えていませんので、言葉の一句一句までは言えませんが、そういったことでの、先ほどおっしゃいましたように滞納がふえてきておるという状況の中で、それを何とか減らす努力をするようにというようなご指摘を受けた中でのやりとりで、ほっておくと時効が来るというようなことをこちらから言ったのか、ちょっと議員のほうから指摘されたのかちょっと記憶が定かではありませんが、そういったことでございます。

議長（赤松孝一） 浪江議員。

8 番（浪江郁雄） ちょっと私もうろ覚えなんですけども、そういった時効が来るというようなことは委員会の中では出てなかったのではないかなというふうに思ってます、一つ疑問に思うのは、時効が来ると言われても、既に、そのときには旧町時代のは時効が来るとるやつがあったのではないかなと思うんですけども、それなのに今、言われたのは、この時点では知ったということと言われたね、いうたら時効があるということは知ったが、平成22年6月だと、だから、

それちょっと矛盾するんじゃないんですか。その時効は知っておったということは、もう時点で、まだ来てなかったんですか、そしたら、そのときは、来てないやつがあったということですか。

議長（赤松孝一） 西村下水道課長。

下水道課長（西村良久） 先ほどからも答弁いたしておりますように、詳細な調査、時効管理というものを一切してきておりませんでしたので、旧町時代から、旧町からもしておらずに、新町にも、そういう引き継ぎもありませんでしたし、新町になってからも、そういう時効の管理というものを一切、1件1件の債権に対しての時効管理というものができておりませんでしたので、その時点でははっきりと時効があるというようなことを断言する調査をしていなかったということから、そういうふうな曖昧な答弁をさせていただいたものと思っております。

それで、今現在は昨年9月のご指摘を受けまして、それから法的な解釈も含めまして研究して1件1件の詳細について、全て調査をして、今、初めて平成14年の合併以前からの時効が完成していたということが判明したということでございます。

議長（赤松孝一） 浪江議員。

8番（浪江郁雄） ますますちょっとわからんようになったんですけども、今、野村議員が言われたのは、この時効があると、過ぎてると、これを知ったのはいつですかというような、僕は質問だったと思うんです。その答弁が平成22年6月だと言われたわけですけども、その時点では、まだ、時効が過ぎておるといことはわからなかったということですね。

議長（赤松孝一） 西村下水道課長。

下水道課長（西村良久） この時効は1件1件違いますので、日にちも違いますし、途中、納付があれば当然変わってきますし、完成日が。そういうことで1件1件、調査をしておりませんでしたので、先ほど野村議員の質問では、時効に関する認識の質問であったというふうなことで、私は解釈して、そういう答弁をしたつもりでおりますので、時効が完成していたかどうかというようなご質問とは思わずに答弁しておりますので、そういったことをご理解をいただきたいと思っております。

議長（赤松孝一） 浪江議員。

8番（浪江郁雄） そうしましたら、この平成22年6月の委員会の中で、そういった指摘があつて、時効というものがあると認識をされて、その後、調査をされて時効が過ぎておるのがわかったと、こういうふうな認識でよろしいですかね。その時効が、じゃあ、もう既に時効が過ぎたと、これがわかったのは、そしたら、いつの時点になるんですか、昨年9月では、もうわかっておったわけですね。昨年9月の委員会では、もう時効が過ぎておるのがわかっていたと、答弁、訂正されましたけども、じゃあそれはいつですか、そのわかったのは。

議長（赤松孝一） 西村下水道課長。

下水道課長（西村良久） 答弁、お答えいたします。平成22年6月3日の時点では時効という概念に対する認識はありました。それで、その後、時効に対する調査はないがしろにしていたということで、そこについてお叱りを受けるのはやむを得ないと思っておりますけども、その時点では、これまでどおり下水道整備の促進に力を注ぎ、かつ負担金、分担金につきましては、賦課を不公平なく、遺漏がないように賦課をしっかりと、さらに徴収に当たっては不公平感がないように、全ての方から徴収をしていくということを最大限に力を入れて徴収してきたところでございます。

そして、昨年9月議会で不納欠損処分が上がってこないのは、ちょっと不自然だというよう

なご指摘がありまして、それから、急いで調査を、全数調査をいたしまして、平成24年度中かかりまして、そして、平成25年3月に全数の調査が完了いたしましたので、5月に議会のほうに報告させていただいたというふうな状況でございます。経過でございます。

議長（赤松孝一） 浪江議員。

8 番（浪江郁雄） そうしましたら、次の質問したいと思うんですけども、この議会に、この問題が問題提起されたのが、ことしの5月ぐらいだったかというふうに記憶しておるわけですけども、それから、プレス発表がたしか7月の最初のころだったと思います。その後も全員協議会が何度かあったわけですけども、この中で一貫して町長はじめ課長も、全く認識がなかったと、時効という無知のきわみで申しわけございませんというようなことをずっと言われてきまして、それが今、ここに来て急に、私もきのうまでは、そうだろうというふうに思っておりましたけども、きのうに来て、けさの答弁といえますか、報告の中で違いましたというふうに突然言われたわけですけども、これそうしましたら、これ例えばプレス発表は、別に新聞記者にするわけでもなくて、やっぱり町民に対しての説明責任を果たされたわけですね。これ全くうそだったということですね。この点についてはどうですか。

議長（赤松孝一） 西村下水道課長。

下水道課長（西村良久） まことに申しわけございません。私の気持ちといたしましては、時効ということの存在、その存在を知っているだけでは、それではだめだと、我々としては、それは法的にしっかり解釈をして時効の管理まできちりとして、いつでも、それが表に出せるような状態まで管理しておくのが当然だというふうな気持ちがありましたので、全く法律上の時効の中断ですとか、停止ですとか、そういったことにつきましては、全く認識がございませんでしたので、そういった意味で全く何もできてなかったということから、知らなかったというような表現に、私の答弁はなったわけでございますけども、全く法的に時効を中断して先延ばしにする方法ですとか、そういったことの認識が全くございませんでした。お恥ずかしい話ですけども、そのところで、私としては、そういったことも全く知らずに時効の管理を全く何もせずに、これまでできたということが、全く恥ずかしい思いでおりましたので、知らなかったというような表現をしたということでございます。

議長（赤松孝一） 浪江議員。

8 番（浪江郁雄） そう言われれば、そうもとれるんですけども、きょうまでの答弁では全く、そんな話ではなかったというふうに、私は思っています。じゃあどこでどう言うた、そこを出せと言われても、ちょっと僕の頭の中なんですけども、今までの説明の中では、全く時効の手法を知らなかったとか、そんなことは言われていません。時効を知らなかったと、この受益者分担金、負担金に対しての時効があるのが知らなかったというふうに一貫して言われておったと思うんです。今の答弁を聞いてますと、時効を中断するための手法を知らなかったというふうに、ちょっと変わったように思うんですけど、このあたりどうですか。

議長（赤松孝一） 西村下水道課長。

下水道課長（西村良久） 今、ご指摘で、変わったというようなご指摘であれば、発言の仕方は確かに変わっておりますけども、私の気持ちとしましては、全く何もしてなかったということがものすごく、私の思いの中に強くありますので、そういったことで知らなかったというような表現で、

一々、この分は知っておるとかいうようなことの弁明ではなしに、もうそういうしなければならぬことが全くできてなかったということで、もう知らなかったというふうなことの発言をさせていただいたということでございます。それ以外の他意は何もございません。

議 長（赤松孝一） 浪江議員。

8 番（浪江郁雄） 私の今、記憶をずっとたぐっておるわけですけども、プレス発表で、この件をたしか、どこかの新聞記者に何回か質問されたというふうに記憶しておるんです。時効を知っていたのか、知らなかったかというところをたしか突っ込んで質問を受けておったのではないかというふうに記憶しておりして、その中でもたしか、そういった時効を知らなかったというふうに言われたというふうに記憶しております。このあたり、ちょっと私も頭の中なので、わかりませんが、それから、町長にお伺いいたしますけども、先ほど申しましたように、やはりプレス発表というのは、町民に対しての説明責任を果たすという意味で行われたというふうに理解しております。その中で、新聞記事も、私も、けさ見直したんですけども、7月3日の新聞だったと思いますけども、その中でも、そういった時効の認識が全くなかったというふうな記事が書かれておりましたし、また、今の、けさからの説明と矛盾する、担当課長は私の思いでというふうに言われたわけですけども、このあたり町長としては、どういうふうに考えておられますか。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） 町民の皆さんに対しましても、新聞の記者に対しましても同じことを述べさせてもらっています。それは、こうした徴収に当たって法律によって5年間の消滅時効の規定が適用されることから、3年分割の最終納期の翌日に5年の時効期間が始まり、5年経過した時点で消滅時効が完成するというふうになっております。また、その法律では時効を中断させ、完成を先延ばしする手続も認められております。しかし、こうした旧町時代から職員に、そうした消滅時効に関する認識がなかったために時効を中断させるとか、あるいは有効な手だてをとらずに5年間の時効を迎えてしまったということでございます。そして、今回、時効が完成した年度ごとに、本来なら適切に不納欠損処分をしなければならなかったところを、ずっと平成14年から、もう既に時効が完成している分、10年分ですよね。それを全て不納欠損したということについてのおわびを申し上げたところです。

ですから、時効ということの認識というのは、先ほども課長が言うておりますように、あったかと思えますけれども、それを法的な手続をもってきちんと対応していかなければならない、そのことについての認識というか、そうしたことについては知らなかったということでございます。ですから、その辺がごっちゃになったような形でおかしくなっているんかと思えますけれども、本来、適切な処置をしなければならなかったことができてなかったということ、また、それを指摘されるまで、そのことについて気づいていなかったということに対して、申しわけないというふうに思っております。そういう意味でございます。

議 長（赤松孝一） 浪江議員。

8 番（浪江郁雄） そう言われれば、そうともとれるんですけども、私は、私も含めて多くの議員さんは、そういった認識ではなかったのではないかなと、いろいろしゃべっておる中で、そういうふうに今でも思っております。それと、私は、この知っておって、時効を全く知らなかった、あるいは知っておったけど、手だてを知らなかった、また、知っておったけど、手だてをしなかつ

たとか、これによって、やっぱり問題の根本といいますか、例えば、今、盛んに言われております信頼回復に向けての調査をするでありますとか、今後どう進めていくんだという、これを進めていく上でも非常に重要な部分だろうというふうに思っています。そこが私の中では全然違ったというふうに今、認識しております、今議会の冒頭でも専決処分の審議があったわけですけども、また、このあたりの審議にも、私は影響してくる問題だろうと、また、今、審議しております決算、これにも影響しますし、その辺をですね、こう言うたけど、これはこういう意味だったと言われたら、それ以上、言えないわけですけども、やはりこのあたりはですね、誤解のないようにと言ったら、それで済むんかなというふうに、いまだに私も疑問があるわけですけども、このあたりの説明責任はですね、やはり町民さんに対しても、やっぱりきっちり丁寧に誤解のないように今後していただきたいなというふうに思いますけども、このあたりについて、町長の考えを伺います。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） 町が徴収させていただいている、いろんなものはございます。その中で今回、問題になっておりますのは、その中の、この下水道の分担金、負担金等についての、それがきちんとした形ができていなかったということが問題になっているわけでございます。ですから、不納欠損処分というものについての認識はあったというのは、あったとは思うんですけども、それをきちんと執行する、そうした手だてが抜けていたと、適切な処理ができていなかったために、この問題が起こってきたというふうに考えております。その認識はといいますと、旧町の時代から担当する部署、また、監督する我々も含めて、全てそうしたものの視点が抜けていたために、今回、起こったということで、これについては、もう起こってしまったことでございますので、何ともしようがないんですけども、そのほかの部分についても、きのうも少し申し上げましたように、そういうことがあるのかなのか、それらも含めて、今後、対応していくことを考えておりますので、きちんと正確にものが言えなかったのは、そうした債務の管理ができていなかった。ですから、根拠を持ってきちんと皆さんに報告することができなかつたんで、その間の時間がかかってしまったということでございます。

それらには、時間的なラグが、どうしても出てまいりますけれども、それはきちんとした実際の数値、並びに、そうした一人一人のそうした債務の中身、そして、それに対してどうしていくことが今、とり得る最大の手だてかというふうなことの調査に1年かかったということですので、その間、議員の皆さんには、どうして、すぐに対応ができなかつたというふうなこともあろうかと思えますけれども、課長のほうも明確に、それらのことが答えられなかつたことが、かえって不信を招いたのではないかなというふうに感じております。

8 番（浪江郁雄） 質問を終わります。

議 長（赤松孝一） ほかに質疑はございますか。

（「なし」の声あり）

議 長（赤松孝一） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

本案に対する賛成意見の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(赤松孝一) 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより、議案第93号を採決します。

本案について、原案のとおり認定することに賛成議員の起立を求めます。

(起立少数)

議長(赤松孝一) 起立少数であります。

よって、議案第93号 平成24年度与謝野町下水道特別会計歳入歳出決算認定については、認定しないことに決定しました。

本日、議案第104号及び議案第105号が追加提出されました。以上、2件を上程します。

日程第2 議案第104号 与謝野町特別職の職員の給与及び報酬等に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

太田町長。

町議長(太田貴美) 議案第104号 与謝野町特別職の職員の給与及び報酬等に関する条例の一部改正について、提案理由をご説明申し上げます。

一般の公共下水道受益者分担金、負担金及び農業集落排水受益者分担金の徴収事務につきまして、多額の不納欠損処分を行ったことについて、その事態を重く受けとめ、その責任を明確にさせていただくため、町長の給料を3カ月間、15%減額し、また、副町長の給料も3カ月間、10%減額する措置を実施するために必要な規定を、条例の附則に加えることとして、平成25年6月28日付で専決処分を行い、本9月議会にて報告し、ご承認をお願いしたところ、不承認となったため、地方自治法第179条第4項の規定により当該処置に関して必要と認める措置として、さらに町長の給料を本年10月から来年3月までの6カ月間、15%減額し、また、副町長の給料も同様に6カ月間、10%減額する処置を実施するために必要な規定の条例を附則に加えるものでございます。

よろしくご審議いただき、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議長(赤松孝一) 本案については、提案理由の説明のみにとどめます。

日程第3 議案第105号 平成25年度与謝野町一般会計補正予算(第4号)を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

太田町長。

町議長(太田貴美) 議案第105号 平成25年度与謝野町一般会計補正予算(第4号)について、ご説明申し上げます。

今回の補正は6,313万5,000円を追加し、総額を113億3,504万8,000円といたすものでございます。まずもって、今回の補正予算は9月15日、16日にかけて発生しました台風18号の被害に伴う予算を計上させていただいたものでございます。

それでは、歳出から主なものについて、ご説明を申し上げます。13、14ページをお開き願います。第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費、秘書及び渉外業務では、今回の

台風で大きな被害に遭われましたお隣の福知山市さんに対し、災害見舞金を贈るため町長交際費を20万円追加いたしております。第9款消防費、第5目災害対策費、職員人件費は8月から9月にかけて災害警戒本部等の設置が続いたことに伴います時間外勤務手当等を248万円追加いたしております。

次の豪雨災害対策事業は、沈砂ます等の浚渫や山腹崩壊に伴う崩土の除去、護岸修繕などが必要になりましたので、総額で2,787万2,000円追加いたしております。第11款災害復旧費は岩屋川、与謝川などの河川で被害が発生しており、それらの復旧工事を行うもので、第15節工事請負費を700万円追加いたしております。

第14款予備費は141万7,000円を減額し、調整いたしております。以上が、歳出でございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。11、12ページをお開き願います。第9款地方交付税は、普通交付税を3,000万円追加いたしております。第13款国庫支出金、第2項国庫補助金、第10目災害復旧費国庫補助金は河川災害復旧事業費補助金として413万5,000円追加いたしております。これは、先ほど歳出でもご説明いたしました河川災害復旧工事分でございます、国の災害復旧事業へ申請するものでございます。

次に、第20款町債、第10目災害復旧費は現年度発生補助災害復旧事業債を200万円追加いたしております。

以上が、平成25年度与謝野町一般会計補正予算（第4号）の概要でございます。よろしくご審議の上、ご承認いただきますよう、お願い申し上げます。

議 長（赤松孝一） 本案についても、提案理由の説明のみにとどめます。

次に、日程第4 議案第94号 平成24年度与謝野町農業集落排水特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本案については、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。
質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（赤松孝一） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。
討論はございますか。

（「なし」の声あり）

議 長（赤松孝一） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより、議案第94号を採決します。

本案について、原案のとおり認定することに賛成議員の起立を求めます。

（起立多数）

議 長（赤松孝一） 起立多数であります。

よって、議案第94号 平成25年度与謝野町農業集落排水特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定することに決定しました。

次に、日程第5 議案第95号 平成24年度与謝野町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本案についても、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

4番、杉上議員。

4番(杉上忠義) それでは、平成24年度与謝野町介護保険特別会計の決算につきまして、質疑いたします。

決算資料の200ページをごらんになっていただきたいと思うんですけども、ここに要介護認定者の状況が報告されております。特別養護老人ホームの与謝の園におきましては、平均年齢が89歳、平均介護度が4.3度となっております。全町的には介護度はどういう数字になるのでしょうか。

議長(赤松孝一) 浪江福祉課長。

福祉課長(浪江昭人) お答えをいたします。大変申しわけございませんが、全町的な介護度、ちょっと私、今、把握をしておりません。ただ、与謝の園が要介護4以上になっておるとい状況でいいますと、恐らくほとんどが、そういった状況になっておるだろうと思います。ただし一番直近でできました、やすら苑につきましては、まだ、介護度の若干低い方も入っておられますので、そこについては4までは、まだいっておらんだらうというふうに思っております。

議長(赤松孝一) 杉上議員。

4番(杉上忠義) そこでお尋ねいたします。今、大変問題になっておるのは要支援者1、2でございまして、この方々がですね、市町村に3年で移行していきたいという厚生労働省の発表がなされております。これは各市町村がサービスの内容等々を決めていくわけでございます、この名称が地域支援事業にかわってしまうということでございます。この点につきまして課長の見解とございますか、今、考えられていることをお尋ねいたします。

議長(赤松孝一) 浪江福祉課長。

福祉課長(浪江昭人) お答えをいたします。ただいま議員さんのほうからご紹介がございましたように、厚生省のほうでは今後、現在の要支援1、要支援2の方につきまして、介護予防給付から外しまして、地域支援事業のほうに回すというようなことを考えております。ただ、まだ、具体的な内容につきまして、我々も説明を受けておりませんので、これは私の思いとございますか、ということをお聞きをいただきたいと思いますが、現在でも地域支援事業というのは、町の中で実施をしております。これは平成18年度の介護保険法の改正に伴いまして、そのときに、いわゆる要支援1、要支援2の方のための予防給付と、それから、それ以外の、また、これから要支援状態になられそうな方の予防をするための地域支援事業というものが創設をされております。当初につきましては、町としましても、そういったサービスを開発すること自体が非常に難しい状況でございましたので、特に介護予防につきましては、事業所につきましても介護報酬が非常に低い中で、そういったサービスを取り入れていくこと自体が難しいというようなことで、なかなかサービスを提供いただくということが難しい状態でありました。

我々、各事業所周りをさせていただいて、この介護予防という観点を重要に捉えていただきたいということで、説得もさせていただき中で、当初は介護予防という事業でいいますと、給付費が当町では5,000万円程度でございましたが、平成24年度の実績でいいますと1億円を、もう超えております。2倍の給付をさせていただいておるとい状況になっております。また、地域支援事業につきましても、現在は介護予防事業ということで、いわゆる特定高齢者の方、また、一般高齢者の方に向けまして社協さんのほうに委託をしております事業でありましたり、ま

た、明石にあります介護予防専門のデイサービスをしていただいております事業所にも、そういった事業を取り入れていただくようお願いをいたしました。また、最近では、新たに、そういった事業に取り組みたいというふうにおっしゃっていただいております事業所もございまして、ようやく事業量としては確保ができる状況になってきてはおりますが、それでもまだ、不足をしておるといふ状況でございます。

そういった中で、今回の改正で要支援1、要支援2の方を地域支援事業の中で全て受け入れるという準備は現在のところ、全くできておりませんし、ここから1年半後ぐらいの間で、それが受け入れられるだけの事業開発ができるかどうかにつきましては、私自身は難しいというふうに判断をしておるところでございます。

国のほうでは、いわゆるボランティアによるサービスを活用するというようなことも入れておりますが、そういったことが簡単にできるとは、私自身も思っておりませんので、この部分については、もう一考を国のほうにさせていただきたいというふうに感じております。

議 長（赤松孝一） 杉上議員。

4 番（杉上忠義） 今、給付費が5,000万円等々という答弁もいただきました。国の方針がですね、全国一律に決められているサービスを、サービス内容、価格を市町村が決めていくということになっているわけございまして、予定としては2015年から2017年の3カ年の間に準備ができ次第の市町村から実施すると、今、課長の答弁では大変無理があるという答弁でございましたですけども、実際にだんだんだんだん、こういうふうに周りが実施されてくると、当町においてもですね、やむを得ずといえますか、どうしても、そういう方向にいかざるを得んというふうになると思うんですけども、その辺の準備といえますか、作業につきまして、もう一度、答弁をお願いします。

議 長（赤松孝一） 浪江福祉課長。

福祉課長（浪江昭人） お答えをいたします。先ほども申し上げましたように、平成18年度に、この事業が開始をされまして7年目を迎えております。この状況においても、まだ、そういった町独自のサービス開発は、なかなか難しいところございまして、事業所さんには非常にご理解をいただいて、いろんな手だてを打っていただいておりますが、本来の介護分の事業にどうしても追われていくということがございますので、現在の事業所さんに、これ以上、新たなサービス開発をしていただくというのは、現状では難しいかなというふうに、これはもう素直に思っております。そうすると地域の力をかりるというようなことも一方では考えていかなければならないというふうには思っておりますが、ただ、ボランティアでやっていただくということについては限界がありますので、そのあたりにつきましては、もう少し関係者とも議論を重ねて行く中で、施行されましたら、与謝野町は、そんな事業は知りませんというわけには、もちろんいきませんので、サービス開発は、当然していかなければならないというふうには思っておりますが、もう少し国の考え方を聞かせていただいて、それが本当に現実的な話なのかどうかも含めて議論をさせていただきたいというふうに考えております。

議 長（赤松孝一） 杉上議員。

4 番（杉上忠義） 大変難しい問題だというふうに思っております。そこでもう一つ、施設は充実してまいりました。しかしながら、人材不足といえますか、人材が足りないという声をよく聞いて

おります。これに対しまして与謝野町として対応、対策、何かございましたらお聞かせ願いたいと思います。

議 長（赤松孝一） 浪江福祉課長。

福祉課長（浪江昭人） お答えをいたします。平成25年度になりましてから、各事業所向けにアンケート調査をさせていただきました。現在の従業員に対しまして、さらに必要と思われる人材なり、職員数をお示しいただきたいということで調査をさせていただきましたところ、全体で80人程度、まだ、職員が不足しておるといふように伺っております。各事業所さん、人材確保のために非常に努力をいただいております、募集もかけていただいておりますが、なかなか応募をしていただけないと、また、人材につきましても、与謝野町の場合、非常に優秀な事業所が多い中で、もう誰でもいいというわけにも、なかなかいかない状態になっておりますので、その辺で、なかなかマッチしないというようなことがあるというふうに伺っておりますが、人材が不足しておるといふことはたしかだというふうに思います。

町としまして、人材確保のためにということでいいますと、社会福祉協議会のほうで現在、初任者研修ということで実施をいただいておりますが、過去5年程度、そういったことを続けていただいております。町独自で、そういったことが今のところ取り組めておりませんが、社会福祉協議会等のご協力を得ながら人材確保に当たっていきたいというふうに考えております。

議 長（赤松孝一） 杉上議員。

4 番（杉上忠義） 報道によりますと、所得によって自己負担が2割というような話も出ております。しかしながら、この制度は地域全体で高齢者を見守るといふ仕組みで出発しております。そこで地区によりましては見守り隊もできておりますので、お互い、行政と地域が一体となりまして、この難しい問題に取り組みたいというふうに思っているところでございます。以上、質問を終わります。

議 長（赤松孝一） 7番、伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） それでは、介護保険会計の決算について質疑をさせていただきます。先ほど、杉上議員がかなり突っ込んで、いわゆる要介護ですかね、要支援1、2の方のための事業を介護から外して、地域支援事業に振るといふ話は、概要がわかりましたので、当初、計画しておりましたが、その点の最後ですね、私としては認識がちょっと異なるなと思って重複を避けながら述べたいと思っています。まず、この地域支援事業に移してもですね、今の介護の方々の、この事業の財源構成というのは、国と地方で大分、半分、介護保険料から半分ということが、変えないということは厚生省の見解で説明をされております。しかし、現在、地域支援事業の財源というのは介護保険給付見込みの、今、課長からの答弁があったかと思いますが、3～4%以内というのが上限になっておりますね。厚生省は、この上限も見直し、検討すると言っていますが、まだ、この事業が、今のオープンになっているのに明らかにしていないんです。保険料のサービスをもれなく、いわゆる地域支援事業で吸収するためには、平成23年度、一昨年ですが、現在でいえば、全国的にいうたら6,000億円ぐらいが必要だと言われております。財源の上限を8%、いわゆる3～4%を8%程度まで上げなければ賄えないという理屈になります。しかも要支援、要介護の認定を受ける高齢者は、ご存じのように、どんどんふえ続けておまして、中でも軽度の認定者数の増加が非常に大きいと言われております。

認定に占める、いわゆる要支援の割合は2010年の25.8%から2013年の27.4%ということで、非常にふえてきています。上限を、先ほど言ったような8%に引き上げたとしても、すぐにサービスの必要量が、それを上回り、切り捨てられることになりかねないという点、その上、介護の保険給付ですね、廃止して、ここをやめて地域支援事業に回せば、仮に上限を取った場合でも、財源規模が縮減されてしまうと、こういう不安が市町村でも各地で起きています。この認識で課長、間違いないのでしょうか。

議長（赤松孝一） 浪江福祉課長。

福祉課長（浪江昭人） お答えをいたします。先ほど申し上げましたように、まだ国、また京都府のほうからの具体的な説明を受けておりませんので、もう私の印象ということになるかもわかりませんが、今、議員がおっしゃいましたように、基本的には今回の要支援1、要支援2の方を地域支援事業の枠のほうに回すという考え方は、これまで予想以上に恐らく給付がふえてきておる。その中で、もう給付を抑えていかなければ公費負担も、また、保険料の負担も非常に厳しい状態になってきておるということではないかなというふうに、私は予想しております。そういった中で地域支援事業の予算の持ち方について若干ご説明を申し上げますと、先ほど議員がおっしゃいましたように、保険給付費の総額、平成24年度でいいますと23億1,600万円、これが保険給付費となっております。その3%以内が地域支援事業費として財源に充てられるということが決まりになっております。

与謝野町の場合、3%の上限を使いますと約7,000万円が地域支援事業の枠ということになります。実際には、この3%までいっぱい持っていきますと介護保険料にはね返りが大きくなります。また、先ほども申し上げましたように、それだけのサービス量を、まだ、確保ができておりませんので、町としましては現在、2.1%を上限ということで、町独自の判断で設定をさせていただいております。その金額が約5,000万円ということでございます。

そういった中で、地域支援事業の内訳としましては、介護予防事業ということで、先ほどご紹介いたしました社協さんのほうでさせていただいております、いわゆるデイサービスの事業等に活用するなど、現在、3,500万円ほどは活用をさせていただいております。

それから、もう一方で介護予防給付のほうにつきましては、先ほど申し上げましたように平成24年度の実績で約1億円給付をしておりますので、合計をしますと1億3,500万円の枠をつくらなければ現在のサービスを提供できないということでございますので、先ほど議員は、全国的にいいますと8%まで、上限を上げなければならないということでしたが、私の試算でいきますと、与謝野町の場合は6%まで枠を上げなければ現在のサービスが提供できないというふうに考えております。ただし、先ほど申し上げたように、給付費の抑制ということも、もし国のほうが考えておるとすれば、恐らく現行のサービス料が確保できるだけの上限枠は持ってこないのではないかとこのように思われますので、いわゆる要支援1、要支援2の方のサービス料は減るのではないかとこのように予測をしております。

議長（赤松孝一） 伊藤議員。

7番（伊藤幸男） なかなか厳しいことになるということが伺えるようです。次にですね、介護サービスの利用料について伺いたいと思っています。現在の利用料は3年ごとに見直されるのではな

いかと思っていますので、現在の算出方法といたしますか、どういう形で決められるか、どういう基準で決められるかというあたりをご説明願えたらと思っています。

議長（赤松孝一） 浪江福祉課長。

福祉課長（浪江昭人） お答えをいたします。利用料といたしますのは、介護報酬のことかと思いますが、介護報酬につきましては、各サービスごとに、そこにかかわってきます人件費だとか、そういったものが算定をされて、時間単位なり、一日単位なりの料金が決定をされるということになると思います。

議長（赤松孝一） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） わかりました。ちょっと僕も勘違いをしておりました。利用料の問題はね、ちょっと勘違いがありました。この利用料の問題ですが、今、政府の中で検討されているのは2015年、いわゆる来年、再来年になりますが、4月から一定の所得があれば、この1割負担というのを2割に引き上げようという計画をですね、既に内閣としては意向を示しているということなんですが、この点で課長の判断はいかがですか。

議長（赤松孝一） 浪江福祉課長。

福祉課長（浪江昭人） お答えをいたします。一定の所得、年金額で年額280万円を超えれば利用者負担が2割ということを考えておるようでございます。当町の場合、現在、その年金額が280万円を超える方につきましては、約270名ぐらい、被保険者としてはございます。現在、サービスを、その中でご利用いただいておりますのが、約50名ぐらいおいでではないかというふうに思います。この2割負担に対しての、私の考え方でございますが、現在の介護保険制度の中で、先ほど申し上げましたように、公費負担、保険料負担を考えますと、一定の所得がある方から費用負担を多くしてもらおうということについてはやむを得ない状況にあるのかなというふうには思います。ただ、高齢者の負担は年々、上がってきておるということを考えますと、簡単に2割負担がいいのだというふうには言い切れないところもあると思いますが、そもそも現在の被保険者が40歳以上ということで保険料の負担をいただいておりますが、私は、この制度が創設されたときから国全体、地域全体で高齢者を見守るんだということであれば、年金と同様に20歳からの保険料徴収のほうがふさわしいのではないかなというふうには思ってまいりました。2割負担に上げる前に、そのあたりの負担のあり方を考えるのも一つの方法ではないかなというふうに思います。なかなかそういった声が国のほうに届きませんので、また、議員さんのほうからよろしく願いいたします。

議長（赤松孝一） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 逆に荷をかけられた感じがしますが、おっしゃるようにね、非常に国はどんどん負担増の話が進められていまして、私はむしろね、高額の所得者だから2割負担すればいいというのではなくて、むしろ、そのことは一つの突破口になるん違うかと、今までの慣習からすれば、これは多くの関係者が言っているところで、経験則でね、感じるんでしょう。

次に、質問を移りたいと思います。特養ホームの入所にかかわって、住民税非課税世帯を対象にしたホームの利用者の居住費や食費を軽減する補足給付というのがございます。これについて課長に説明を願いたいと思います。

議長（赤松孝一） 浪江福祉課長。

福祉課長（浪江昭人） お答えをいたします。今、議員、ご紹介がございましたように、特定入所者介護サービス費ということで、補足給付がございます。対象になりますのは特別養護老人ホーム、また、老人保健施設、ショートステイのご利用者に対しまして、居住費、また、食費、そういったものに対する給付がございます。例えばの例で申し上げますと、ユニット型という、今回やすら苑なんかの個室対応の老人ホームがございますが、それを一つの参考にさせていただきますが、そういった施設をご利用いただきました場合は、食費が一日1,380円というのが基準となっております。ところが住民税非課税で、かつ年金等の所得が80万円以下の方につきましては、その負担に対しまして補足をさせていただいておるとということで、先ほど申し上げました食費1,380円については390円まで減額がされると、そういった制度でございます。

現在、この制度を活用いただいておりますのは、与謝野町内では504名でございます。

議長（赤松孝一） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） その504名のうちですね、今度、政府が考えているのは、これも2015年4月から実施しようと計画しているんですけども、この方の一定の貯金なんかがあれば、対象から外すということで、また、これも大幅な負担を求めるような計画です。この点について、こういう事態が、仮に想定されるとしたらですね、課長はどう考えるか、お伺いしたいと思っています。

議長（赤松孝一） 浪江福祉課長。

福祉課長（浪江昭人） お答えをいたします。この補足給付に対しまして変更点としましては、預貯金や有価証券で1,000万円以上ある方につきましては、また、夫婦世帯であれば2,000万円以上ということで制限を設けようということでございます。これまで、こういった調査をしておりませんので、実際に、こういった預金、有価証券をお持ちの方がどれくらいあるかについては、不明でございますが、なかなかこういった該当になる方は、そう多くないのではないかというふうに思います。

先ほどから答弁をしておる中で、私自身も難しいなと思っておりますが、今の制度設計の中では、こういった部分も取り入れていきませんと、制度そのものが、もう持たなくなっておるのではないかなというふうには思います。ですから、こういったことが負担を国民、住民にさせていただきたいということが出てきておるんだろうというふうに思います。そういった意味では、制度そのものの見直しも、もう必要になってきておるのかなというふうな気もいたしております。

議長（赤松孝一） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 課長がおっしゃった、財政的にもたなくなつて、制度が維持ができないんじゃないかという心配ですが、今、時間がありませんので、日本共産党の政策なんていうのはね、対策を示すということはできませんけども、ヨーロッパと比べてもね、格段に、これに対する力の入れ方、財政的入れ方が違うという点を指摘をしておきたいと思っています。

最後になります。この間、こういうことだけでなく、今、検討されている問題だけでも、例えば、特養ホームから介護の軽度者を閉め出す問題が起きたり、案が出てきたり、それから、利用料の2割負担の話も今、言いましたが、こういういろんなことの給付削減と負担の増大ですね、増加ということが非常に、この第二次安倍内閣が誕生した直後ですね、どんどん計画されていると、マスコミまでがですね、共産党の新聞だけじゃなくて、ほかのマスコミも暴走だという

ことを言い出してきとる。ここが非常に私はね、大変なことだなと思っているんです。

私は、この間ですね、一般新聞なんかでも書かれてもいましたが、日本の年寄りの長生きというのは国際的にも高く評価されておると、それを支えてきたのは、長い歴史のある日本の皆保険制度だと、これが非常に世界からも注目をされていると、この制度システムがね、いうことでアメリカでも、あそこは保険制度がないんですが、アメリカでも、今、それが、話題が広がっているということを言われています。ですから、この制度がですね、今のような形で、どんどんどんどん崩されていくなら、もたないと、ますます問題が起きてくるということです。

私はね、本町の場合、この社会保障の分野では非常に関係者や、その団体の合意形成を大事にしてですね、意見を取り上げて、限られた中でも工夫改善をしていると、関係者の立場に立ってやっていくというスタンスを持たれてですね、私は京都府下なんかの会合の中でも非常に注目を浴びているというふうに思っています。そういう中でですね、町長に伺いたいと思っているんですが、これ以上、どんどんどんどん制度が悪化していくと、町自身ももたないんじゃないかと、今、課長も非常に心配されていました。努力でやっぱり限界に来ているんじゃないかということさえ感じます。これはいろんな分野で起きているんですけど、町長にご見解があれば、お聞かせ願えたらと思っています。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） そういうふうに私自身も感じてます。せんだっての、いろいろな論議の中でも民生費、性質別で分けた場合の民生費等々、福祉関係の割合が町の予算に占める、決算の占める割合が非常に高いということは、そうした、どうしても埋まらない部分を町の単独の、いろいろな形で埋めていくような方策もしているために若干、そういったことも起こってきているんじゃないかなというふうに思っております。

総合計画の、一番初め立てましたときに、やはりそうした扶助費については、今後、ふえていくだろうと、それを見越した中での当初の財政シミュレーションだったというふうに思っております。そのとおりを進めていこうと思いますと、これだけ国のほうから削られてきますと、そうしたものも確保していくことが非常に難しくなるというふうに思っております。これは当町だけの問題だけではなく、日本全体が抱える、やはり大きな課題だというふうに思いますし、みんなが安心して住みなれたところで持続した生活ができる、その大変大きな基本的な部分だというふうに思いますので、それらについても、やはり真剣に今、考える、そうした超高齢化の中で、それらをきちんと考え直す、制度の中身の見直しも含めて、する必要があるというふうに思っております。

議 長（赤松孝一） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 先ほどは私どもの政策を述べるのじゃないですが、今度、この社会保障問題では、税と社会保障の一体改革で消費税も上げられるという話は、皆さんご存じです。ただ、上げたときにどうなるかというので、自民党政府の本丸自身が動揺しているということも事実です。それは、その事実の反映だと思うんですけども、ですから、私はそうでなくて選択肢は、社会保障や含めた財政も別の道があると、消費税に頼らない。このことがあるということをはっきりさせて、論議も大いに進めていただきたいなというふうに思っています。終わります。

議 長（赤松孝一） ここで25分まで休憩いたします。

(休憩 午前 11時09分)

(再開 午前 11時25分)

議 長(赤松孝一) 休憩を閉じまして、会議を再開いたします。
それでは、質疑を続行いたします。
質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

議 長(赤松孝一) 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。
討論に入ります。
討論ありますか。

(「なし」の声あり)

議 長(赤松孝一) 討論なしと認め、これにて討論を終結します。
これより、議案第95号を採決します。
本案について、原案のとおり認定することに賛成議員の起立を求めます。

(起立全員)

議 長(赤松孝一) 起立全員であります。

よって、議案第95号 平成24年度与謝野町介護保険特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定することに決定しました。

次に、日程第6 議案第96号 平成24年度与謝野町土地取得特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本案についても、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。
質疑はございますか。

(「なし」の声あり)

議 長(赤松孝一) 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。
討論はございますか。

(「なし」の声あり)

議 長(赤松孝一) 討論なしと認め、これにて討論を終結します。
これより、議案第96号を採決します。
本案について、原案のとおり認定することに賛成議員の起立を求めます。

(起立全員)

議 長(赤松孝一) 起立全員であります。

よって、議案第96号 平成24年度与謝野町土地取得特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定することに決定しました。

次に、日程第7 議案第97号 平成24年度与謝野町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本案についても、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。
質疑はありませんか。

1番、野村議員。

1番(野村生八) それでは、平成24年度の国民健康保険特別会計決算について、保健課長に質問

いたします。この国保というのが、今、どれほど弱者を受け持つ大変厳しい保険会計であるかということについては、一般質問で取り上げたところです。以前は農業者や自営業者が多くを占めて、その時代には、こういう方々は元気で一定の収入を上げておられた。ところが、そういう方々の所得もどんどん減り、そして今は非正規をはじめ大変低額の低所得者の方の比率が多いというふうにかわってきているということを指摘しました。そこで、この平成24年度の2割、5割、7割軽減の方の比率が、どういうふうになっているのか、まず、お聞きをいたします。

議長（赤松孝一） 前田保健課長。

保健課長（前田昌一） お答えします。平成24年度の当初賦課、6月時点の数字でございますが、賦課世帯が3,861世帯中7割世帯が1,188世帯、それから、5割軽減世帯が298世帯、2割軽減世帯が529世帯、構成比でいいますと7割世帯が約31%、それから、5割軽減世帯が8%、2割軽減世帯が14%で、全体の約53%を占めております。

議長（赤松孝一） 野村議員。

1 番（野村生八） 低所得といわれる方が、ほぼ半分を占めているという実態だというふうに受けとめました。そこで町長にお伺いします。一般質問でも述べましたが、こういう低所得者の方の保険の負担比率は社会保険に比べて高いという、これが実態だと、当町の実態を聞きましたが、同じような状況でした、全国と同じような状況でした。簡単にいえば、元気に働いているときは社会保険に入り、首になれば国保に入る、収入がなくなれば国保に入る、あるいは病気になって会社をやめれば国保に入る。こういう最後のとりでとして、国民の命を守る最後のとりでとして、こういう皆さんをしっかりと受け持っているのが国民健康保険、皆保険制度の最後のとりでになっているというふうに理解しています。こういう方々の負担が一番多いという、こういう状況の中で、いわゆる地方自治体が果たすべき役割は住民福祉の向上、弱い方々を支えて、誰もが人間らしく暮らす、そういう人権が保障される、このために地方自治体は仕事をすると、こういう考えだというふうに思います。

さきの答弁でも、国民健康保険への一般会計からの繰り入れというのが社会保険の方々もあるのだから、もちろん幾らでも多くという意味ではないですが、そういう方々もあるのだから、一定以上ふえるのはどうかと、不公平感があるのではないかという声も出てくるのではないかと、この答弁をされましたが、その一般会計からの繰り入れをしても、なお社会保険よりも高い状況であるということであれば、私は、こういう公平性を保つという点では、その社会保険並みに国民健康保険税を引き下げるために一般会計から繰り入れる、これは地方自治体の本来の仕事だろうと思います。当然、町が、それだけ出さなくても、国がしっかりと、そういう制度として、そんなことをしなくてもやっつけていける制度にするべき責任があるというふうに思いますが、現状では、指摘しましたように、そうならない中で、それは地方自治体として本来の役割だというふうに思っていますが、この点についてお考えをお聞きします。

議長（赤松孝一） 太田町長。

町長（太田貴美） そういった考えもあるかと思いますが、まずは、やはりそうした国の構造的な問題の解決を、まず、していただく、それ以外の方法の中で市町村が、そうした地元の、まさしく住民の人たちの、あれを守るということも、これも仕事の一つですけれども、その前に、やはり、この財政負担を地方に押しつけるような、そうしたやり方については、もうぜひとも改

めてほしいですし、そのことを、まずは強くお願いが、意見を述べていきたいというふうには思っております。

そうした中で、今、一般会計からの繰り入れをしておりますけれども、それとても確かに、それら住民の方たちを支えなければならないということもありますけれども、やはりそれも限度があつて、今の中で、もう少し一工夫する必要があるのではないかなというふうには思っております。

議長（赤松孝一） 野村議員。

- 1 番（野村生八） その点については、当然でありまして、私も一般質問で国が、この間、国保への支出を半分に減らしてきたということに対して厳しく批判をし、指摘をしてきたところですが、そういう国の支出を減らしたと同時に、取り上げてきたのが、いわゆる財政調整機能をなくしてきているのではないかとこのことを取り上げてきました。この点について、次に質問します。この国の財政調整、いわゆる普通財政調整交付金などがですね、所得が減ったり、あるいは医療費がふえたときに、全て、その保険会計の負担にならないように調整をするための国の機関であります。この能力がなくなってきたのではないかとこのことを指摘をしましたが、この平成24年度の決算の中で、そういう点については、保健課長はどのように捉えておられるでしょうか。

議長（赤松孝一） 前田保健課長。

保健課長（前田昌一） お答えします。財政調整、普通調整交付金ではありませんが、療養給付費の負担金のほうで、今まででしたら34%、医療費の34%が交付されておったわけですが、平成24年度から2%減の32%に減額をされております。金額にいたしますと当町では2,900万円ほど減額となっております。ただ、国のほうは、そうやって引き下げを行ってきておりますが、その部分については府の調整交付金で一応は補填をさせていただいておりますので、その部分は当町には影響はなかったのかなというふうには思っております。

それから、もう1点、これは減額のほうではないんですが、財政基盤強化策ということで、国のほうが一般会計のほうの歳入で受け入れておりますが、そのほうで、一般会計の民生費の国庫負担金、27ページになりますが、国保基盤安定負担金ということで、負担金支出をさせていただいて、国保会計に繰り入れていただいております。これにつきましても暫定措置ではございますが、平成27年度からは恒久化をしていただけるというふうにはお聞きをしております。

議長（赤松孝一） 野村議員。

- 1 番（野村生八） 国が2%、いわゆる給付費の2%分を減額したと、その分を都道府県の財政調整交付金に、しかも臨時財政調整交付金のほうに回したわけですね、臨時ではなく、特別ですか、これは平成24年度については、ほぼ同じ額が補償されたという答弁、多分200万円ぐらい少なく、170万円ぐらい少なくなったのかなというふうには推計するんですが、ほぼ確保できたんですが、しかし、その内容を見ると、この2%分は共同安定化の会計が厳しくなれば、そちらに支出するということになってますよね。そうすると国が当初34%をきっちりと出していた、その分を2%減らして、そして、都道府県に回したほうは同じような趣旨で国保会計に安定的に入ってくるお金とは算定できなくなっていると、事情によっては減る可能性のある、たまたま平成24年は入りましたが、ちょっと若干減っただけで。今後は安定的な財源として見られない内容に振り分けられたというふうには、私は見れるんですが、一層、この国保会計を運営する上で不安定な方向に行ったのではないかと思います。これはいかがでしょうか。

議長（赤松孝一） 前田保健課長。

保健課長（前田昌一） お答えします。今の国の療養給付金の2%が、今年度は府の特別調整交付金のほうに振りかえられたということで、議員、おっしゃいましたように今年度は、そういう対応をしていただきました。今後につきましては、議員がおっしゃいましたように共同事業のほうにかえることは、まだ、決定はしていないようですが、京都府のほうに確認を、これまでからしております中では、そちらのほうに使いたいという思いは持っておられるようでした。

議長（赤松孝一） 野村議員。

1 番（野村生八） 京都府の思いだけではなくて、今回、国が2%減額して都道府県に回した、その中身の中に、そういうために使うということが書かれて回しておられるわけですから、府が望もうと望んでなくても、それに使わざるを得ないという形になっていて、一層厳しくなるだろうというふうに思っています。

もう一方の国の特別調整交付金ですね、この調整機能が果たせなくなっているのではないかということについて質問します。これについては、今回、国保税の平成24年度は引き上げをされています。その条例改正のときに前課長にお聞きした中でも、前課長が、そういう調整機能は弱まっているのではないかという答弁をいただいています。これが国の国保の厚生省の部会の中でも、こういうふうに言われています。高額医療費共同事業に対する国庫負担に使っている。非自発的の失業者、つまり首を切られた方の所得割の保険料を軽減するということが最近、行われましたが、これにも使い始めたということで、財政調整機能が弱まっているという、こういうことが明確に記載されています。さらに、先ほどの都道府県の調整機能についても都道府県の調整機能で財政調整機能を、より一層発揮することが必要ではないか、つまり現状の調整機能では弱いということが明確に図れて議論がなされている。いわゆる、この間どんどん、先ほど指摘しましたように、低所得者、弱い方が入ってきて、それを支える国保としたら、この調整機能をしっかり働かせて保険料にはね返らないようにというのが、本来の趣旨です。会計の基盤ですが、この基盤そのものを国が侵してきている、ここに市町村の保険会計が苦しくなって保険料を上げざるを得ないと、こういう実態があるというふうに思っていますが、この点についてはいかがでしょうか。

議長（赤松孝一） 前田保健課長。

保健課長（前田昌一） 議員おっしゃるとおりで、我々のほうもでき得る限り国のほうからお金を取ってくるという言い方はおかしいんですが、いただけるように、いろいろと苦勞を重ねております。先ほどの福祉課長の話じゃないですけど、議員からも国のほうにご要望のほうを上げていただくと、大変ありがたいと思っております。

議長（赤松孝一） 野村議員。

1 番（野村生八） 共産党は与謝野町議員団としても、府会の議員団としても、国会でも、そのことは取り上げていますが、何せ少数勢力ということで、かなわん部分もあります。ぜひ多くの国民の声を集めて実現していきたいというふうに思っております。

次にですね、共同安定化事業についてお聞きします。先ほど言いましたように、ここに今、国保を広域化するという趣旨で、どんどんとですね、この事業をふやして、そこにお金を集中させると、そのために、先ほど言いましたように各自治体の国保会計そのものが不安定になっている

というふうに思っています。今回の平成24年度決算でも、この共同化安定事業で、いわゆる納めるものといいただくものとの差がですね、マイナスになっているという状況だというふうに伺っていますが、どういう状況でしょうか。

議長（赤松孝一） 前田保健課長。

保健課長（前田昌一） お答えします。共同事業交付金、いただくほうのお金につきましては、3億2,958万2,000円ということで、509、510ページでございます。町のほうが支出をしております共同事業拠出金523ページ、524ページのほうで、支出のほうは3億5,428万2,000円となっております、差し引き2,468万3,000円の拠出、支払いのほうが多くなってございます。

議長（赤松孝一） 野村議員。

- 1 番（野村生八） この対象が対象医療費をどんどん引き下げて、そして、間もなくゼロにすると、つまり全ての医療費を対象にすると、どんどんこの事業を膨らませていくと、そこに安定的に入ってきたお金を削って、こっちに回すと、本来これは市町村の国保会計を安定化させるために、最初はつくられたはずなのに、いわゆる2,000万円を超えて上下するというのは、国保会計から見てもですね、大変大きな額が変動するわけで、全く、これは不安定になっていると、現状が。いわゆるたくさん医療費を使っている自治体が、たくさん、そういうものがいくということにもなりかねないと、広域化の指摘した問題が、既にここで起こっているのではないかというふうに危惧しています。今後の共同事業の、このあり方について現状の形で進んで大丈夫なのかどうか、この点について、最後に課長のお考えをお聞きます。

議長（赤松孝一） 前田保健課長。

保健課長（前田昌一） お答えします。この事業につきましては、本当に有効なのか、どうか、なかなか判断が難しい事業でして、今年度は、平成24年度につきましては、拠出超過という形になっておりますが、過去には逆にいただくほうが多かった時期もございました。ちゃんとした答弁になるかどうかわからないのですが、なかなか判断の難しい事業だと思っております。

- 1 番（野村生八） 終わります。

議長（赤松孝一） ほかに質疑はありませんか。

15番、勢簀議員。

- 15番（勢簀 毅） それでは、国民健康保険特別会計につきまして、何点か質問したいと思いますが、野村議員さんが一般質問で、かなりやっておられますので、ダブるところがあったらお許しいただきたいと思っています。平成24年度は保険給付全体で前年度を約6.4%下がったかなというふうに思っております。高額療養費でも15%余り下がっているんですが、この要因につきましては、担当課では、どのように分析されておりますか。

議長（赤松孝一） 前田保健課長。

保健課長（前田昌一） お答えします。医療費が、今年度、下がりました主な原因につきましては、ちょっと病名までは、ちょっと言いますと、個人さんが特定される可能性もありますので控えさせていただきますが、ある特定の部位の病気がございまして、その病気が、かなり高額な病気の方が23人ほど、平成23年度までいらっしゃいました。その病気の方が18人、約5人ほど減りました関係、一月当たり1,000万円を超えるような病気の方もございまして、それから、今、

言わせてもらった方は大体、年500万円ほどかかるような病気の方なんですけど、そういった方がお亡くなりになったのか、多分、完治はされていないと思いますので、お亡くなりになったんだと思うんですが、減った関係で医療費が、かなり減ってきたということでございます。

議長（赤松孝一） 勢簀議員。

15番（勢簀 毅） 住民健診をね、積極的に取り組んでいただいて、かなりの人が受健をされておられると思うんですが、その住民健診の結果はですね、この国保には、どういうふうにはね返っておるか、課長はどういうふうに見ておられますか。

議長（赤松孝一） 前田保健課長。

保健課長（前田昌一） 住民健診の結果につきましては、目に見えて結果が、なかなか数字としてあらわれてこないということで、難しいところがございます。ただ、今回、今年度の医療費を見てみますと、国保の被保数は減ってきておりますし、医療も減ってきているという中で、そういう健診やらを受けられたり、健康に対する認識が高まってきたせいもあるのか、早いうちに受診をされて、重症化されるまでに病院のほうに行かれる方がふえてきたのかなというように思っております。

議長（赤松孝一） 勢簀議員。

15番（勢簀 毅） 去年の4月に会計検査院の検査を受けられましたね。この結果につきまして、4,000万円を超える返還金といいますか、そういうことになったというふうに覚えているような気がするんですけどね。あれ私は、これは適正な処理がされておったのではないかと思っ

議長（赤松孝一） 前田保健課長。

保健課長（前田昌一） お答えします。国のほうの療養給付費の補助金を申請する際に、いろんな台帳から数値を拾い上げて、積み上げて、最終的に国のほうに出すまでに京都府のヒアリングを受けて、チェックを受けるわけなんですけど、そのときに数字の誤りが見つかりまして、訂正をしてこいということで、訂正をしたんですが、その訂正をした、途中まで訂正をして、それをもう一段、別の紙に転記をするときに、転記を間違えまして、京都府のほうも、もう最終的なチェックのほうをされておられませんで、そのまま国のほうに行ってしまうと、会計検査のときに検査員さんも何の疑問も持っておられなんでしょうけど、なぜ合わないんでしょうというところから、間違いが見つかったものでございます。

議長（赤松孝一） 勢簀議員。

15番（勢簀 毅） 4,000万円という額はですね、大変大きな額なんで、その辺を含めて国の調整交付金にしても、それから療養給付の負担金にしましても、しっかりとやっていただきたいと、このように思っております。

それから、先ほど、早期受診というお話が課長のほうからありましたが、今、短期証は、平成24年度では何枚出ておりますか。

議長（赤松孝一） 前田保健課長。

保健課長（前田昌一） お答えします。短期証につきましては、205世帯ということでございます。

議長（赤松孝一） 勢簀議員。

15番（勢簀 毅） この、課長、保険証は、町長が交付すると、出すわけなんですけど、現状はですね、

どうも地方税機構と、ここと相当相談をされないと、これが出ないというようなお話を聞くんですが、そういうことはありませんか。十分、課長の側で、この担当課として、そういった方がどういふことで今、お困りで、どういふふうな問題が、その家庭に起きているか、そのあたりは、私は、担当課でしっかりとつかんでいただかなあかんと思っておるんですけどね、実際は地方税機構に行って、ここと何ぼ払うかという話になってしまっておるという気がするんですが、それはありませんか。

議 長（赤松孝一） 前田保健課長。

保健課長（前田昌一） お答えします。短期証につきましては、地方税機構と折衝とはいかないまでも、とりあえず、例えば、支払いが困難な方でも、ずっと地方税機構のほうからご案内を差し上げて何もお返事がない世帯の方がいらっしゃいます。そういう方につきましては、とりあえず今は行けないから、ちょっと待ってくれの一言でも何でもいいんで、とりあえず連絡というのか、向こうと連絡をとっていただいたら必ず出させてもらっています。全く連絡もとらず、ほったらかされている方につきましては、とりあえず連絡をしてくれということで発行はさせていただいております。

議 長（赤松孝一） 勢簀議員。

1 5 番（勢簀 毅） 課長、その辺はですね、皆、それぞれ事情がありまして、お勤めの関係や、なかなか連絡も行き届かないところがあると思うんですが、ぜひ、スムーズに短期証が発行できますように、それぞれの家庭の相談には、やっぱり担当課がきちんと応じてあげてもらうということをお願いをしておきたいと思っております。

それから、せんだっての野村議員さんの一般質問で、いわゆる国保、国民健康保険の第44条の、私は一部負担金についてのお話があって、私も、これまでから申し上げているんですが、この課長の、このときの答弁では年1回ぐらいの広報しかできてないというふうにおっしゃいました。言われたと思っているんですが、ホームページを見ても、町の、この中に国民健康保険の主な給付貸付金という立派な1ページをつくってもらっておりますね。ぜひ、この部分についても、この部分に、私は加えていく必要があると思うんですが、どうでしょうか。

議 長（赤松孝一） 前田保健課長。

保健課長（前田昌一） お答えします。減免等につきましては、広報が弱い部分、確かにございます。ホームページのほうも、私もなかなか見れておりませんが、もっと充実できるように検討したいと思います。

議 長（赤松孝一） 勢簀議員。

1 5 番（勢簀 毅） ホームページの、課長、充実というよりもね、この一部負担金の猶予や減免ですね、これについて、もう一歩、私は前に出いただく必要があると、そのために、それも一つも手法としてどうかということを申し上げておるんで、ぜひともですね、ひとつ検討いただきたい。要綱はつくってあると、こういうことですので、よろしく願います。

最後に、平成24年度末で、世帯当たりの国保税は幾らに、最終的にはなっておりましたか。

議 長（赤松孝一） 前田保健課長。

保健課長（前田昌一） お答えします。申しわけございません。ちょっと本日、手元に資料を持っておりませんでした。また、後でご報告させていただきたいと思っております。

1 5 番（勢簀 毅） それでは、終わります。

議 長（赤松孝一） それでは、ここで 1 3 時 3 0 分まで昼食のため休憩をいたします。

（休憩 午前 1 1 時 5 8 分）

（再開 午後 1 時 3 0 分）

議 長（赤松孝一） それでは、休憩を閉じまして、会議を再開いたします。

最初に、勢簀議員。

1 5 番（勢簀 毅） 貴重な時間を申しわけありません。先ほど、私、国保に関しまして、保健課長に質問をいたしました中で、会計検査院の返還金 4, 0 0 0 万円余りということで申し上げましたが、詳細は返還金は 4 4 6 万円、それから、療養給付費負担金の返還が 3, 9 1 3 万円ということで、合わせて 4, 0 0 0 万円余り、そういう意味でございますので、まことに申しわけありません。訂正させていただきます。

議 長（赤松孝一） 先ほどの発言の訂正でございますね。

1 5 番（勢簀 毅） はい、そうです。

議 長（赤松孝一） はい、わかりました。

先ほどの勢簀議員の質問に対して、答弁のなかった分を、今から前田保健課長にお願いします。前田保健課長。

保健課長（前田昌一） 貴重な時間をいただきまして、申しわけございません。先ほど勢簀議員のほうから平成 2 4 年度末の国保の一世帯当たりの保険料は幾らかという問いでございます。一世帯当たり 1 4 万 4, 0 5 8 円、参考までに一人当たりの保険料につきましては 7 万 7, 5 2 4 円となっております。

1 5 番（勢簀 毅） ありがとうございます。

議 長（赤松孝一） 2 番、和田議員。

2 番（和田裕之） それでは、保健課長にお伺いをいたします。国保の直営診療勘定について、お願いをいたしたいと思います。

まず、平成 2 4 年度では石川診療所にリハビリ棟も完成をして、大変利用者も多くなってきております。そこで理学療法士さんも 2 名体制で対応していただいておりますが、大変忙しいというふうに聞いておまして、訪問リハビリですね、これができにくい状況にあるというふうにお聞きをしておりますが、その点、ちょっと心配があるんですが、この点について、今後、どのように運営をされていかれるのか、お聞かせ願いたいと思います。

議 長（赤松孝一） 前田保健課長。

保健課長（前田昌一） お答えさせていただきます。4 月にリハビリ棟が完成しまして、思いがけぬたくさんのお見えになりまして、せんだってもちよっとご報告はさせていただきましたが、外来リハの患者さんが、これまででしたら月 1 1 9 人でございました。4 月以降、月平均しますと 6 6 5 人ということで、6 倍の患者さんになっております。そういった中で現実、リハを受けたいと、来られましても、もうリハビリの理学療法士が回り切れない状況が起きておまして、先生のほうで、きょうはちょっとこらえてくれというお断りするケースも出てきております。大変心苦しいんですが、理学療法士が半日、訪問リハのほうに出かけてしまいますと、外来のリハビリができない患者さんがたくさんありまして、診療所内、理学療法士も含め、先生も含め、

検討させていただいた結果、10月以降、ちょっと訪問リハのほうをお休みをさせていただこうということになりました。現在、訪問リハのほうに伺わせてもらっておる患者さんにつきましては、急なことで申しわけなかったんですが、町内に、ほかにも訪問リハをされている事業所が2カ所ほどございます。そちらも手いっぱいということでございましたが、1、2名の方は引き受けていただけるということでお願いをさせていただきました。

それから、そのほかの患者さんにつきましては、看護師さんでもリハのようなことができる軽度の患者さんにつきましては、看護師さんに理学療法士のほうからメニューを提示させていただきまして、看護師さんによるリハビリをお世話になるようお願いをさせていただいておりますし、これを期に診療所まで来ていただけると言っていただけの患者さんもございましたので、その患者さんにつきましては、診療所まで来ていただけるようお願いをしました。

それから、あとケアマネさんを中心に、いろいろと対策を練っていただきまして、理学療法士が経過観察をするなり、相談にのれる体制をとっていきたいと思っております。この訪問リハが、いつ再開できるかということにつきましては、ちょっと現在のところお答えしかねる状況でして、ご勘弁いただきたいと思っております。

議 長（赤松孝一） 和田議員。

2 番（和田裕之） 今現在、午前中ですね、平日の午前中が外来リハですね、そして、午後からが訪問リハビリということだと思うんですが、先ほどちょっとご答弁にありまして6倍以上、多くなったということで、10月からはですね、全くされないという、こういう答弁、理解でよろしいんですか。

議 長（赤松孝一） 前田保健課長。

保健課長（前田昌一） お答えします。木曜日につきましては、先生のほうが介護認定審査会のほうに行かれます。その間、ちょっと若干、午後の診察時間の始まりがおくることがありますので、先生が見えられるまでちょっとリハは、もしものことがあった場合に患者さんの対応ができないので、外来リハ、二人おるうちの一人が外来リハをして、一人が訪問リハという体制をとっておりますが、先生が帰ってこられるまで、外来リハをとめますので、その間、若干時間はございますので、どうしても理学療法士しかいけない患者がありましたら、いける体制はとれるようにはとっております。

議 長（赤松孝一） 和田議員。

2 番（和田裕之） 先ほどおっしゃいました665名ということになるんですかね。この中で外来リハビリを利用されているのは、大体どのぐらいになるんでしょうか。

議 長（赤松孝一） 前田保健課長。

保健課長（前田昌一） お答えします。私の説明がちょっと足らなかったと思うんですけど、月平均665名がリハビリの患者さんとして、診察のほう、リハビリも含めた患者さんにつきましては、月1,274名ということでございます。約半分ぐらいなんですけど、外来リハの中には普通の治療というんですか、かぜなり、ほかも含めて両方兼ねての患者さんもいらっしゃいますけれども、外来リハだけに特化すると半分ぐらいが外来リハで665人ということでございます。

議 長（赤松孝一） 和田議員。

2 番（和田裕之） 10月からですね、そういう形でちょっと休止されるということですけど、今、

お聞きをしますと、やっぱり半数近くが外来ということで、大変、今、受けられている方にも支障があると思うんで、ぜひ、早いこと、この点について改善できるように、ちょっと検討していただきたいなというふうに思います。

次になんですけども、次の質問なんですけど、次が訪問診療についてなんですけど、今後、高齢化に伴って町の診療所としても訪問診療、このことも大変重要な課題になってくるというふうに思っておりますけれども、課長のほうは必要性について、どのようにお考えでしょうか。

議長（赤松孝一） 前田保健課長。

保健課長（前田昌一） お答えします。俗に言う往診のことでよろしかったですか。病院、診療所まで足の確保ができない患者さんがなかなか行けないということで、これから高齢化を迎えていく中で、必要なことだとは思いますが。国保診療所につきましても、もう既に数名の方ですが、往診の対応はさせていただいております。

議長（赤松孝一） 和田議員。

2 番（和田裕之） 数名を訪問というか、往診していただいているということです。先生のほうもですね、この必要性については、理解もしていただいているというふうに思っておりますし、今後、先ほどおっしゃいましたように、高齢化に伴い、こういう必要性というは、もっと今より多くなってくるのかなというふうに思いますので、ぜひ、この点についても、また、よろしく願いをしておきたいと思っております。

次に、国保診療所でも予防接種ですね、各種の予防接種を指定医療機関というふうな形でされていると思っておりますが、この点はいかがでしょう。

議長（赤松孝一） 前田保健課長。

保健課長（前田昌一） お答えします。予防接種につきましては、与謝医師会のほうで一括して契約をお願いしまして、与謝野町内のどこの診療所でも受けていただけるようにしております。その中で診療所の医師のほうも与謝医師会のほうの会員になっておりますので、ほかの開業医さんと同じように予防接種は受けていただける体制をとっております。

議長（赤松孝一） 和田議員。

2 番（和田裕之） 与謝野町の中でもここも入っておるとのご答弁だと思います。そこで予防接種ですね、全体の、いろんな皆さん、いろいろなところで受けられると思うんですが、石川の国保の診療所でどれぐらいの方が接種をされているのか、その点、わかりましたらお願いします。

議長（赤松孝一） 前田保健課長。

保健課長（前田昌一） お答えします。申しわけございません。その診療所での予防接種だけの統計というものはとっておりませんので、資料がありませんので、お答えしかねます。申しわけございません。

議長（赤松孝一） 和田議員。

2 番（和田裕之） 私もちょうと調べたわけではないんですけれども、ちょっと石川診療所での接種というのは少ないんじゃないかなというふうに思っています。それで今、例えば、今ですと日本脳炎の予防接種を今、実施をしていただいております。これは第1期という1回目の接種なんですけれども、その点、平成17年から平成21年までというのは一時中断しておったときがあると思うので、その方が対象だというふうに思っております。そこで石川

診療所では、お子さんが電話をかけられたときに事前予約が要りますので、接種には、もし、その電話がかかってきたときには、受け付けはきちんとしていただいているのか、その点、お願いします。

議 長（赤松孝一） 前田保健課長。

保健課長（前田昌一） お答えします。対応はきちんとさせていただいておると認識しております。

議 長（赤松孝一） 和田議員。

2 番（和田裕之） 例えばですね、受けられる方が電話をされます。そのときに、うちは小児科ではないんですけど、そういう回答があったということですね、それは確かに丁寧といえば丁寧なんですけど、受けられたというか、電話をされた方はですね、やっぱり小児科に行ったほうがいいんじゃないかというふうな思いをされる方もいらっしゃいます。与謝野町でいいますと、11の診療所があるんですが、小児科を診療科目として上げられている病院というのは、七つなんですね。あとの三つは小児科が上がってない、これは石川の診療所も合わせて、なので僕は乳児の方だとやっぱり小児科のほうがいいのかなというふうなことは思うんですけども、小学生が対象ですので、今もう、しておる日本脳炎に関してはですね。こういうのは受け付けてもいいんじゃないかなというふうに思うんですが、その点、いかがでしょうか。

議 長（赤松孝一） 前田保健課長。

保健課長（前田昌一） そのような対応があったというのを、今、初めて聞きまして、びっくりしておるんですが、確かに小さい子供さんですと、やはり小児科の先生でないと、先生方もやっぱり小さい子供さんは、すごい不安に思っておられるようですので、あまりしたがるらないという傾向はあると思うんです。でも小学生の子供さんであれば問題ないと思いますので、診療所のほうに確認しまして、指導をしていきたいと思えます。申しわけございません。

議 長（赤松孝一） 和田議員。

2 番（和田裕之） 丁寧、そう言っていただくんはいいんですけど、とられ方によっては、そういうふうな受けとめ方、ほかに行ってくださいというような受けとめ方をされる保護者の方もいますので、できたら受け付けていただいて、石川小学校からも近いので、利用されたいという方もいらっしゃいます、ぜひとも、その点、今後、よろしくお聞きしたいと思えます。

次になんですけど、安全対策といえますか、これは建設前に井田議員がご指摘をされました。この変速の十字路に関してなんですけど、大変危険だというふうな質問を井田議員もされておりました。その後、建設が、建物が建ってからは住民さんの中からも、非常に、こういう指摘をお聞きをしております。その点について担当課のほうで、そういったクレームがないのか、また、対応策等は考えられているのか、その点をお願いします。

議 長（赤松孝一） 前田保健課長。

保健課長（前田昌一） お答えします。その交差点につきましては、地元区長さんのほうからもお話がございまして、交通安全の担当課の総務課と協議をさせていただきまして、カーブミラーの改良ということで対応はさせていただきました。

議 長（赤松孝一） 和田議員。

2 番（和田裕之） カーブミラーを対応してもらったというんですけど、立て看とか、その辺のところはどうでしょうか。

議長（赤松孝一） 前田保健課長。

保健課長（前田昌一） お答えします。立て看板までは設置をしておりません。「飛び出し坊や」というやつですかね、看板じゃないですけど、あれがちょっと奥まったところにありますんで、もつと交差点側のほうに移動はさせていただいております。

議長（赤松孝一） 和田議員。

2 番（和田裕之） 私は毎日、通っておるんで、あれなんですけど、診療所の利用される方ですね、車の台数も非常に多くなってますし、どっちも町道になるんですけども、診療所の前の通りと石川小学校から前の通りですね、そこを出るときが一番危ないなというふうに思ってますので、ぜひともよろしくお願いをしたいと思います。

以上で、質問を終わります。

議長（赤松孝一） ほかに質疑がございますか。

7 番、伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 私はちょっと1点だけ、今、和田議員も取り上げた訪問リハビリの事業の変更についてですが、議長、よろしいか。

実はきのうの朝ですね、対象の世帯の方から電話がありました。9月24日付だったようですが、文書がいただいたと、それによると先ほど課長が答弁されたように、10月1日から休止になるということで、打ち切りになるという連絡を受けたということです。電話をされた人は急なことで、どういう経過だったのかわからんと、大変困っておるという話なんです。今、課長から和田議員への答弁で概要はつかみましたが、私がちょっと気になっているのは、説明ですね、利用者に対する説明がきちんとできたかどうか、できているのかどうかというのがね、ほかの方々も同じ訪問リハを利用している方同士だったんだと思うんですが、連絡をしていると同じようなことを言うとななるでということを行っているんですが、この説明の問題は、どうなんでしょうか。

議長（赤松孝一） 前田保健課長。

保健課長（前田昌一） お答えします。訪問リハにつきましては、介護保険のほうの事業ということで、ケアマネジャーさんからの依頼によって理学療法士が患者さんことに行かせていただいておりますということがございまして、ケアマネジャーさんのほうには、私のほうから出向きまして、一定説明はさせていただいて、ケアマネジャーさんのほうから患者さんのほうにはお願いをしてもらおうにはお伝えはさせていただいたんですが、個々の患者さんまで全てには説明はさせていただいておりません。

議長（赤松孝一） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） それをきちんと確認しないといけないんじゃないですか。文書一つで、それも今、その人と電話でね、話をしていると、今、課長が言うような状況は全く理解にないし、そういうことが起きていることもわからない。ただ、うわさで石川診療所のほうがリハビリをやって、なかなか繁盛しとるげだという事実は感じ取ってますわ。だから、今、言うような説明をきちんとして、いつごろをめどに再開もしたいとか、できなければ、こういう対応でフォローをすとか、そういうことを今、現にね、どうしてもというような場合は特殊なケースで対応されている方もあるようですから、そういうことも含めてね、ケース・バイ・ケースで対応しないと、それ

ちょっとまずいんじゃないかなというふうに思いますね。だから、それは早急にきちんとですね、名簿がわかるわけですから、そういう対応をしていただけたらと思いますが、いかがですか。

議長（赤松孝一） 前田保健課長。

保健課長（前田昌一） 議員、おっしゃるとおりでございます。早急に患者さんのほうに、理学療法士と一緒に回らせていただいて、ご説明にあがりたいと思います。

議長（赤松孝一） 伊藤議員。

7番（伊藤幸男） 以上で、質問を終わります。よろしくお願ひします。

議長（赤松孝一） ほかに質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

議長（赤松孝一） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。
討論はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（赤松孝一） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより、議案第97号を採決します。

本案について、原案のとおり認定することに賛成議員の起立を求めます。

（起立全員）

議長（赤松孝一） 起立全員であります。

よって、議案第97号 平成24年度与謝野町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定することに決定しました。

次に、日程第8 議案第98号 平成24年度与謝野町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本案についても、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（赤松孝一） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これより、討論に入りますが、討論はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（赤松孝一） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより、議案第98号を採決します。

本案について、原案のとおり認定することに賛成議員の起立を求めます。

（起立全員）

議長（赤松孝一） 起立全員であります。

よって、議案第98号 平成24年度与謝野町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定することに決定しました。

次に、日程第9 議案第99号 平成24年度与謝野町財産区特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本案についても、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(赤松孝一) 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。
討論ありますか。

(「なし」の声あり)

議 長(赤松孝一) 討論なしと認め、これにて討論を終結します。
これより、議案第99号を採決します。
本案について、原案のとおり認定することに賛成議員の起立を求めます。

(起立全員)

議 長(赤松孝一) 起立全員であります。

よって、議案第99号 平成24年度与謝野町財産区特別会計歳入歳出決算認定については、
原案のとおり認定することに決定しました。

次に、日程第10 議案第100号 平成24年度与謝野町水道事業会計決算認定についてを
議題とします。

本案についても、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(赤松孝一) 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。
討論はありますか。

(「なし」の声あり)

議 長(赤松孝一) 討論なしと認め、これにて討論を終結します。
これより、議案第100号を採決します。
本案について、原案のとおり認定することに賛成議員の起立を求めます。

(起立全員)

議 長(赤松孝一) 起立全員であります。

よって、議案第100号 平成24年度与謝野町水道事業会計決算認定については、原案のと
おり認定することに決定しました。

次に、日程第11 議案第104号 与謝野町特別職の職員の給与及び報酬等に関する条例の
一部改正についてを議題とします。

本案については、既に提案理由の説明は終わっておりますが、町長から補足説明を求められて
おりますので、お答えいたします。

太田町長。

暫時休憩いたします。

(休憩 午後 1時58分)

(再開 午後 2時00分)

議 長(赤松孝一) 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

太田町長、再度、お願いいたします。

町 長(太田貴美) 今回、追加議案の提案説明をさせていただきましたのに加えまして、補足の説明
をさせていただきたいというふうに思います。

今回の提案に至ります中で、6月28日に提案いたしました専決の処分につきまして、不承認ということでございました。それを、しかしながら、一旦、専決で否決されたとはいうものの、それは有効で、もう既に執行いたしております。ですから、具体的に申し上げますと、7月、8月、9月分につきましては、15%減ということで、既に執行いたしております。しかし、否決されたということを重く受けとめまして、これをあと、私自身が責任を持って対応できる期間、すなわち来年の3月31日までの間、6カ月分を延長して今回、提案をさせていただきました。それと具体的に、その今回のことに含めまして、今後、とるべき対応につきましては、既に何回もお示しをしておりますとおりでございます。下水道の件につきましては、お互いに情報を共有して安易な消滅時効を迎えないように督促状、催告状の発布と一部の納付の催促、2番目には分納誓約による債務の承認、3番目には競売事件への公布要求、4番目には参加差し押さえなどを実施していきたいというふうに思っておりますし、あわせて滞納整理対策本部による統一的な対応を図ってまいりたいというふうに考えております。つまり下水道の受益者分担金のみならず、全ての公共料金にわたり町の大切な債権として滞納整理、時効管理などを徹底するために、今年度中に債権管理条例、仮称でございますけれども、できるだけ早く議会に提案して、今後、このようなことが二度と起こらないように全職員挙げて組織的に改善したいというふうに考えております。

滞納整理対策本部を中心に取り組みを進めているところでございますが、また、それらにつきましては、皆さん、議会にもきちんとご報告はさせていただきたいというふうに考えております。さらに補足の補足ながら、今回の処分を科しましたことによりまして、我々の退職金にも影響をしております。そうしたこともつけ加えて提案の補足説明とさせていただきます。

議長（赤松孝一） それでは、早速に質疑に入ります。

質疑はありませんか。

9番、家城議員。

9番（家城 功） この議案につきまして、町長のほうにお聞きいたします。午前中の決算承認のときにも、いろいろな議員さんから質問があり、説明を受けたわけですが、町長は、この、以前、課長が平成24年9月13日の産業建設常任委員会において発言された内容というのは、全て把握されておるでしょうか。

議長（赤松孝一） 太田町長。

町長（太田貴美） 全て把握しているということではございません。報告は受けておりますけれども、逐一全ての中身は把握いたしておりません。

議長（赤松孝一） 家城議員。

9番（家城 功） 私は前回の専決のときにも質疑をさせていただきました。その中で、これはもう下水道の受益者分担金の不納欠損に対するペナルティーだというようなことで受けとめておりましたが、そういった中でペナルティーの内容が多い、少ない、重い、軽いというのが大事ではなく、今後、こういったことを起こさないためには、きちんとした原因を究明した中で対応策を考えることが大事だという質問をさせていただきました。そういった中で、今、冒頭の説明の中にも対応策もお聞きしましたが、私は午前中の数名の議員さんの質疑の答弁を聞いておりますと、きちんとした原因の究明は全くできていないのではないかなというふうにしか感じられません。ま

た、質疑に対しての答弁も、この要点筆記ですので、これは議事録ではないので、全く正確だとは言えませんが、文言等々を読ませていただいていますと、全くその整合性すら感じられません。そういった中で対応策だけが先に、また、ペナルティーだけが先に進められるというような状態というのは、私は全く納得できない気持ちであります。

そういった中で、もう一度、この要点筆記をきちんと確認していただきながら、原因を究明していただき、こういった処分の提案をしていただくことを私は望みますので、今回の、この件については反対をさせていただき意向をお伝えして、質問を終わります。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） 常任委員会の中での逐一のやりとりは聞いておりませんが、その原因を究明するということについては、これは徹底的にさせていただいたつもりです。それを受けて、じゃあこういった状態を、どう今すぐ歯止めをかけるには、どうしたらいいか、一日も早く、そうしたことをするにはどうしたらいいかということで全体の中身を調べるべく、その生じた原因をきちんと全体を掌握するということの作業に入っております。ですから、それらについて全くできていないということについては、いささか、それは我々にとりましても真意を見ていただいとらんというふうに言わざるを得ないかなというふうに思っております。

先ほど言いましたように、家城議員さんの受けとめ方は、そうしたことで、そうした誤解といえますか、行き違いを生じたことについては、これも一つの申しわけないことかも知れませんが、この中身については、一つ一つを全て精査して上げてきたものでございますから、その原因と、そして、それによって生じた中身の精査については調べ上げ、そして、それに対する、すぐにできる対応はさせていただいたというふうに思っています。

それとあわせて、今後どうするかということについても、その9月の前に全体の滞納をどうしていくかというふうなことを調べる、追求していく、そうした会議も持ち、それによって、先ほど申し上げましたように、債権管理条例のようなものをつくっていかうと、その中身をどうしていこうかという検討にも、もう既に入っております。そうしたことで、その辺のところはご理解をいただきたいというふうに思います。

議 長（赤松孝一） 家城議員。

9 番（家城 功） せめて、いま一度、この常任委員会の要点記録を再度、読んでいただきながら、きょう午前中、お答えになられた答弁との整合性を確認していただければと思います。以上です。

議 長（赤松孝一） ほかに質疑はございますか。

17番、今田議員。

17番（今田博文） 今回、新たに町長、副町長の処分の提案がありました。今後のことについても再発防止に向けて、今後、頑張っていくんだという町長の表明もありました。ぜひ、町民の信頼を早期に回復すべき、全力を尽くしていただきたいというふうに思っています。

今、処分内容を聞かせていただきました。これが可決をしますと、トータルで9カ月ということになるんですが、単純計算で町長が63～64万円、副町長が46～47万円になるんですか、今あったように退職金にも影響が及ぶと、こういうお話がありました。これどれぐらい及ぶんでしょうか。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） そんな詳しい中身ではございませんけれども、事務のほうで一定はじいているというふうに思いますので、総務課長のほうからご答弁をさせていただきます。

議 長（赤松孝一） 奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） 今田議員のご質問にお答えをいたします。これにつきましては、退職組合の条例がございます。その中で、退職前1年間の給料総額の12分の1に相当する額が、いわゆる給料月額のかげ合わせということになります。したがって、今回は5%のカットを4月から理事者10%、5%、5%は切り捨てですけども、しております。そういった中で、もう既に、その段階でも発生をしているということでございます。

さらに、今回は7月から3月までのカットということになります。いわゆる6カ月以上ということになりますので、この1年間の給料の、月額12分の1月額が下がってまいります。それを4年間かけ合わせるということになってまいります。そうしたことから、退職金の手当の減額が生じてくるということでございます。大体で申し上げますけども、大体と言うんですか、町長で申しますと110万円ぐらいでございますし、副町長でございますと、丸い数字で27万円ぐらいの退職金の減額になるというふうに算定をしております。

議 長（赤松孝一） 今田議員。

1 7 番（今田博文） ここに懲戒処分基準一覧、これ職員の関係ですけれども、ここに不適切な事務処理、不適切な事務処理を行い、または、必要な手続を怠るなど、公務の運営に重大な支障を生じさせ、または町民に重大な損害を与えた職員、免職、停職、減給、これに該当するんですが、今回、下水道課長は、これに当てはまらないんですか。

議 長（赤松孝一） 堀口副町長。

副町長（堀口卓也） 今、今田議員からご質問がありました、職員の懲戒処分等に関する指針、第3処分基準の中に、今、議員がおっしゃいましたように、14番目の項目として、不適切な事務処理という規定がございます。今回は、これを適用して処分を行ったのではありません。

議 長（赤松孝一） 今田議員。

1 7 番（今田博文） 適用しないから処分をしておられないんで、この項目に当てはまるんじゃないですかと聞いてるんですが、当てはまらないなら、なぜ当てはまらないんですか。非常に不適切な事務処理を行い、または、町民に重大な損害を与えたと、こういう運営に重大な支障、当てはまらないんですか、これに。

議 長（赤松孝一） 堀口副町長。

副町長（堀口卓也） この間、議会の中でも報告をさせていただいたと思いますが、指導監督の不適正があったと、部下職員が処分を受ける等をした場合で、管理監督者として指導監督に適正を欠いた職員という条項を適用いたしております。

議 長（赤松孝一） 今田議員。

1 7 番（今田博文） いや別の基準を当てはめられたということは今、聞きました。なぜここに当てはまらないのか、教えてください。

議 長（赤松孝一） そしたら、町長のほうから休憩の申し出がございましたので、休憩をいたしますが、それを利用して、議会運営委員会を開会いたしますので、メンバーの方はあちらのほうへご参集お願いいたします。

(休憩 午後 2時19分)

(再開 午後 2時29分)

議 長 (赤松孝一) それでは、ご着席をお願いいたします。

それでは、休憩を閉じて会議を再開いたします。

答弁を求めます。

堀口副町長。

議 長 (赤松孝一) 堀口副町長。

副 町 長 (堀口卓也) すみません。貴重なお時間を頂戴しまして、申しわけございませんでした。

先ほど、今田議員から担当課長の処分の根拠についてお尋ねでございました。先ほど申し上げましたように、職員の懲戒処分等に関する指針というものを与謝野町では持っておりまして、今、議員が言われましたように、指針の第3処分基準、1一般サービス関係の14番、不適切な事務処理に基づいた処分なのかというご質問でございましたが、私は管理監督者の責任を問う条項がほかにありましたので、ちょっと思い違いをいたしておりましたが、直接といいますか、処分の根拠は議員が言われましたとおり(14)不適切な事務処理、これに基づいて処分を行ったものでございます。私の認識の誤りで大変混乱をさせまして申しわけございませんでした。

議 長 (赤松孝一) 今田議員。

1 7 番 (今田博文) そしたら、この事項には今回のことは当てはまらないという判断をされたんですか。

議 長 (赤松孝一) 堀口副町長。

副 町 長 (堀口卓也) 当てはまるということで、この14番を適用したということです。

議 長 (赤松孝一) 今田議員。

1 7 番 (今田博文) いや同じ意味で言ったんですけど、当てはめていただいて、この基準には達していないと、こういう判断ですね、そしたら。そういう意味でしょう。この項に当てはめたけれども、この処分には及ばないという判断をされたということでしょう。

議 長 (赤松孝一) 太田町長。

町 長 (太田貴美) はい、そのとおりでございます。今回の懲戒処分対象職員は、これはまだ指針の第2の基本的な考え方、第4項第1項に該当するために戒告といたしました。というのは、職員の日ごろの勤務態度が極めて良好であるという判断の上にさせていただいたのと、今回、旧町からわたる、いろいろな不手際であったと思っておりますので、彼個人の責任だけではないと、多くにかかわったものも全て本来は責任があることだというふうに思いますが、そうした意味で、それを監督する立場の私が、そうした与謝野町としての責任を果たすという意味で、今回、皆さん方のご意見を真摯に受けとめて、今回の処分をお願いするところでございます。

議 長 (赤松孝一) 今田議員。

1 7 番 (今田博文) わかりました。処分の仕方はわかりましたけれども、やはり町民の目線、民間感覚で見ると甘いのではないかと、処分が。こういうふうな町民の皆さんの見解になるのではないかなと。

本人を前にして、減給せえなんてことは言いにくいですよ。申しわけないと思っております、本人、目の前にして。けれども、私はそれぐらい今回の件は、されてもよかったというふうに思ってます。

す。以上です。

議 長（赤松孝一） ほかに質疑はございますか。

10番、山添議員。

10番（山添藤真） 本議案については、下水道問題に関する処分のあり方を提示をされたというふう
に理解しております。

加えて、今後の対応については下水道課の皆さんと検討されているというふうな報告を受けた
んですけども、住民の方々に対する説明責任を果たすという意味合いにおいて、住民説明会を
開くことは必要なのではないかというふうに思うんですけども、この点についてはいかがです
か。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） 今回、この議会でも明らかにさせていただいたというふうに思っております。

ただ、一つ、全町民の方にとということにはならないとは思いますが、既に議会も受け取
っておられるかもわかりませんが、野田川区長会から、そうしたアピールが出ておりますし、ま
た、町政懇談会の中でも、ある区の区長さん方から、この件についてのご質問もございました。
やはり区長会あたりにはきちっと説明をさせていただくことが必要かなと思っておりますので、
それについては区長さんらとの協議をさせていただいた上で、そうした場を設けることを考えた
いというふうに思っております。以上です。

議 長（赤松孝一） 山添議員。

10番（山添藤真） その区長会を通じてなり、議会を通じてなり、住民に対する説明責任を果たして
いくというご答弁だったというふうに思うんですけども、けさの浪江議員と下水道課長の議論
を聞いていますと、時効を知っていたか、知っていないかというような見え方というのは非常に
曖昧で、ちょっとわかりづらい部分もあるかというふうに思いますし、これまで、答弁であつた
り、プレス発表であつたり、あとは個々に問い合わせに対応されたきた中でも、もしかしたら時
効を全然知っていなかったというような前提の中で説明をされた部分があつたりとかするとい
うふうに思ったときに、さらなるといいますか、さらにきめ細かい対応を持って、住民に対しては
説明をしていくべきなんじゃないかなというふうに思いましたので、その旨はお伝えさせていた
だきたいというふうに思います。以上です。

議 長（赤松孝一） 質疑はございませんね。

（「なし」の声あり）

議 長（赤松孝一） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

討論に入りますが、討論ありますか。

9番、家城議員。

まず、本案に対する反対意見ですか。

9番（家城 功） 私は、議案第104号について、反対の立場より討論をいたします。

本議案は、下水道受益者分担金の不納欠損に対するペナルティーと、私は受けとめております。
昨日の伊藤議員の質疑に対する答弁の時点では、私も全てが解明でき、賛成する気持ちでおりま
した。しかしながら、本日、冒頭の課長の説明、またその後、何人かの議員の質疑の答弁等をお
聞きしておりますと、今回、一連の流れすら、私は理解できません。また、過去の委員会での発

言等の整合性も全く感じられません。こういった状況になった今、我々議員の一番の使命はペナルティーを決めることが先ではなく、全容を明らかにし、きちっとした対応策を町民にも明確にした中で、処分というものを決めることが大事ではないかと感じております。

したがって、本案件に対しては反対をさせていただきます。

議 長（赤松孝一） 次に、本案に対する賛成意見の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（赤松孝一） ほかに討論はございませんね。

（「なし」の声あり）

議 長（赤松孝一） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより、議案第104号を採決します。

本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（起立多数）

議 長（赤松孝一） 起立多数であります。

よって、議案第104号 与謝野町特別職の職員の給与及び報酬等に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第12 議案第105号 平成25年度与謝野町一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

本案についても、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

9番、家城議員。

9 番（家城 功） 補正予算につきまして、町長のお考えをお聞きいたしたいと思います。

この補正の内容の説明もお聞きしておりますと、さきの災害の部分ということでお聞きしております。今回、台風18号の発生に伴い、各地区では自主避難所の開設を各区のほうで開いていただきました。そういった中で、各区の役員さんにおかれましては、職員さんと同様、徹夜をされ、朝まで警報が解けるのを待ち、対応されとったわけですが、この歳出のほうを見ておりますと、職員の時間外手当等の費用は見ていただいておりますが、こういった災害、いつまた起こるかわかりません。そういった中で、けがをされとる区の役員の方もおられます。そういった中で、ぜひ今後、こういった災害対策というのは、私は前から言っておりますように地域と一帯となった取り組みが必要であるという思いの中でも、そういった思いも含めまして、各地域に対する補助なり、何かそういった支援ができないかなという思いがあるんですが、その辺はいかがでしょうか。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） それぞれの区、あるいは、その関係の皆さん方には、今回につきましても、今までにもですけれども、そうした中で自主的に避難所を開いていただいて対応していただいたことにつきましては本当にありがたく、心からお礼を申し上げる次第でございます。こうした中で、町の考え方としましては、町の職員に対しては出てるのに、なぜ一般のということですが、一つの職務として出させていただいている、そうしたものと、ボランティアとして出ている方とのことにつきましては、やはり法的にもきちっと定められた中で、それをやっていく

と、履行していくという責任は、私にもございますので、今回、そうした意味で、この提案をさせていただきます。

また、各そうしたいろいろと出ていただいている皆さんに関しましても、町民全員に保険を掛けておりますので、いろんなことがありました場合は、そういうことがあつては困るんですけども、思わぬことがあった場合には、そうしたものを適用させていただくという形でお世話になりたいというふうに考えております。

議 長（赤松孝一） 家城議員。

9 番（家城 功） 町長のおっしゃることは、もっともだと思うんですが、区の役員さんも職務として一生懸命、ボランティアであろうが職務として一生懸命役割を果たすために詰めていただいております。また、夜中、徹夜で待機をしていただく、対応をしていただくということは、公民館の電気等々につきましては教育委員会の教育費の中で補助をしていただいております。例えば、夜食をとられるとか、そういった分も当然、経費もかかってきます。そういった中で、今後の対応の中で、地域全体と一帯となって防災に対しての取り組みを進めていくという意識の中で、そういったことも今後の検討課題にさせていただきたいと思いますが、再度つけ加えていただくわけにはいきませんか。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） お気持ちはよくわかるんですけども、この各近隣の市町でも、そうしたところはないからどうこうということではないですけども、やはり自主的にさせていただくことと、職務としてすることと、やはりその辺はご理解がいただきたいというふうに思います。

議 長（赤松孝一） 家城議員。

9 番（家城 功） 理解できませんが、委員会でも今後そういったことを求めていきたいと思っておりますので、よろしく願います。以上で終わります。

議 長（赤松孝一） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（赤松孝一） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。
討論はございませんが。

（「なし」の声あり）

議 長（赤松孝一） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。
これより、議案第105号を採決します。
本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（起立全員）

議 長（赤松孝一） 起立全員であります。

よって、議案第105号 平成25年度与謝野町一般会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決することに決定しました。

ここで、資料配付がございますので、3時まで休憩をいたします。

（休憩 午後 2時47分）

（再開 午後 3時00分）

議 長（赤松孝一） 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

その前に、先ほどの家城議員との質疑の中での、町長のほうから発言の一部をちょっとごさいますので、お受けします。

太田町長。

町長（太田貴美） 先ほどの家城議員のご質問に対しまして、非常に申しわけない発言であったかなと思いますのが、避難所の開設につきましては、町のほうからお願いをさせていただきました。そういう点で区自身が自主的にということだけではないということで、今回の場合は、こちらからお願いをいたしました点をつけ加えさせていただきます。誤解の生じるようなことで、申しわけございませんでした。

議長（赤松孝一） 次に、日程第13 発議第2号 与謝野町特別職の職員の給与及び報酬等に関する条例の一部改正についてを議題とします。

事務局に議案を朗読させます。

秋山事務局長。

事務局長（秋山 誠） 失礼します。

発議第2号 平成25年9月26日、与謝野町議会議長 赤松孝一様。

提出者 与謝野町議会議員 今田博文

賛成者 与謝野町議会議員 小林庸夫

賛成者 与謝野町議会議員 多田正成

賛成者 与謝野町議会議員 塩見 晋

賛成者 与謝野町議会議員 浪江郁雄

与謝野町特別職の職員の給与及び報酬等に関する条例の一部改正条例の提出について、上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第112条及び与謝野町議会会議規則第13条第2項の規定により提出します。以上です。

議長（赤松孝一） それでは、提出議員の提案説明を求めます。

今田議員。

17番（今田博文） それでは、発議第2号 与謝野町特別職の職員の給与及び報酬等に関する条例の一部改正について、提案を申し上げたいというふうに思っています。

今回、特別職、つまり我々の議員の報酬を減額するという発議を出させていただきました。私が提案者でありますけれども、賛成者に、ここに名を連ねていただいております4人の皆さんと共同提出といえますか、そういう形で出させていただきました。

提案理由につきましては、公共下水道受益者分担金、負担金及び農業集落排水受益者分担金徴収事務に係り、議会も責任の一端を果たすべく、本町議会議員報酬を減額するため、所要の改正を行うものであります。

内容につきましては、平成25年10月1日から同年、平成25年12月31日までの間、3カ月でございますけれども、100分の15、つまりは15%を減額をさせていただきたいという発議でございます。この件については産業建設常任委員会、あるいは全員協議会でも、皆さん一緒に議論し中身については、十分ご承知おきだというふうに思っております。

簡単ですけれども、以上、提案説明にかえます。

議長（赤松孝一） これより、提案者に対しましての質疑に入ります。

質疑はありませんか。

9 番、家城議員。

9 番（家城 功） それでは質問させていただきます。提案者に質問をさせていただきます。

先ほど説明の中に、産業建設常任常任委員会、全協でも説明をさせていただいて理解されとるということでございましたが、私は全協にも出ておりましたが理解しておりません。そういった中で、まず最初に100分の15という数字の根拠、3カ月という根拠についてお聞きします。

議 長（赤松孝一） 今田議員。

1 7 番（今田博文） 特別な根拠はありません。先ほど申し上げました、私を含めた4人、つまりは5人でいろいろな意見を出し合いました。3割を1カ月で、つまりは35%を一月でカットする。それから、今、出させていただきました10%を3カ月、それから5%の6カ月、いろいろと話が出まして、その中で10%、3カ月ということで合意ができたということです。

議 長（赤松孝一） 家城議員。

9 番（家城 功） 合意ができたということは妥当だという解釈でよろしいでしょうか。

議 長（赤松孝一） 今田議員。

1 7 番（今田博文） それはいろいろと見解があろうというふうに思いますけれども、我々は、これで妥当だという判断をしたということです。

議 長（赤松孝一） 家城議員。

9 番（家城 功） では、妥当という今、お答えをいただきましたが、きょうの午前中の質疑、また、説明等お聞きになられ、何ひとつ疑問に感じておられる、不明だと思われる点はございませんでしょうか。

議 長（赤松孝一） 今田議員。

1 7 番（今田博文） 確かにないことはないです。あの当初、西村課長から平成22年6月に知っておったという話を聞いたときに、まさかと、どうなんだという気持ちにはなりました。しかし、後々いろいろと説明を聞く中で、町長の話も聞く中で、知っておったけれども、十分調査なり資料なり、説明できるものをそろえてから公開といいますか、皆さんにお知らせしたいという気持ちの中で、知らなかったという言葉をついつい話されたのではないかなというふうに私自身は解釈しています。それが、いいか悪いかは別にして、まあまあ、私自身は納得できる範疇だというふうに思っています。

議 長（赤松孝一） 家城議員。

9 番（家城 功） 人の受けとめ方なんで、私とは全く違う受けとめ方であると思います。

それでは、最後に、私は先ほどの議案の中で、我々議員の役割はペナルティーを、まず科すことが先決ではなく、どういったことであつたのかということを引きつらした見解の中で、全議員が納得した中で処分というものは決めていくべきではないかなと、それからでも遅くはないというふうに感じておりますが、その辺の考え方についてはいかがでしょうか。

議 長（赤松孝一） 今田議員。

1 7 番（今田博文） 処分というのは今の議案の件ですか。

9 番（家城 功） はい、いや一緒ですわ。

1 7 番（今田博文） 町長部局も含めて。

9 番(家城 功) 含めて一緒です。

1 7 番(今田博文) 私自身はある程度、全容の解明はできているというふうに思ってます。今後のことについても、二度と、このことが起きないように万全を期したいという理事者の発言もありました。確かに、家城議員が言われた、いつ知った、知らなかったという発言の問題はあります。そういうことは確かに残ることは残りますけれども、全容を、私は解明できているのではないかなというふうに思ってます。

議 長(赤松孝一) 家城議員。

9 番(家城 功) その辺の解釈の部分が全く違いますんで、以上で、質問を終わります。

議 長(赤松孝一) ほかに質疑はございますか。

3 番、有吉議員。

3 番(有吉 正) 提案者に1点だけお伺いいたします。

私、今、持っておる資料は、平成25年5月23日の議会全員協議会の要点の、ちょっと資料を持っておるんです。これは、全員協議会を開いて、そして、行政側に議会として出したという資料を持っておるんですけども、その2番に、みんな読むと時間がかかりますので、行政として町民への説明責任を果たされたい。上記により、不納欠損処理を行う際は、町民に謝罪と、みずからの罰則を早急に住民に公表すべきであると。

それからまた、議会として執行責任はないと言えども、チェック機能が果たせなかったことについての責任については、検討をするということが、この、それも行政に、これは渡っておると思うんですけど、全員協議会で、これを決めたというふうな中で、提案者、また賛同者の方々は、今回の、この減給処分については、この辺があるだろうと、時期だろうというふうにされたのではないかと、僕は思っとるわけですけども、私も一つの落としどころというたらおかしいですけども、そういった時期に、どういう処分をしても、それはどこまでいっても謝らなければならぬと思いますし、また町民の方は、こんなことではあかんとか、それはそれでいろんなご意見があるというふうに思います。こうしたからええんだというんではなしに、私は一つの落としどころのタイミングというものであるのではないかというふうに思いますけれども、提案者は、その点については、どのようにお考えでしょうか。

議 長(赤松孝一) 今田議員。

1 7 番(今田博文) 今、有吉議員から質問していただきましたように、責任問題については検討するということで、ここに掲げています。9月議会も大詰めにまいりました。きょう閉会するのか、あるいは月曜日までであるのか、こういった大詰めにきてました。このタイミングを逃すと、次は、議会は12月まで通常はありません。これだけ全容が解明でき、町長部局の処分も決まりました。タイミングとしては、私は一番いいタイミングではないかというふうに思っています。

3 番(有吉 正) 終わります。

議 長(赤松孝一) ほかに質疑はございませんか。

谷口議員。

1 6 番(谷口忠弘) それでは、提出者の方に質問をいたします。私は、きょうの朝までですね、浪江議員が質問されておられましたけれども、行政側にですね、時効の認識がなかったと、私はずっと思っておりましたね、きょうの朝まで。そういう意味でですね、議員は当然、行政のチェック

機能を果たすというのは、大きな役割ではあるとは思いますが、議員みずからもですね、努力はするんですけども、知り得る情報の範囲というのはですね、全て知っているわけではないと思うんですね、行政側の情報を全部知っているというふうなことは当然ないと思うんですね。

そういう意味では責任というものに対しては、少しちょっと違和感を感じているんです、事実。しかし、きょうの朝ですね、平成22年6月ですね、この議会で、産業建設常任委員会で、この話の、この時効の話ですね、これがあったというようなことお聞きしました。これは提出者をお願いするのではなしに、議長をお願いせなあかんのかなと思うんですけども、そのところで、こういう時効の話というのが委員会であったと、委員も、それを聞いて質疑をされて問題意識を共有されたのかどうかは、ちょっとわかりませんが、問題意識は多少持たれたんだろうと、こういうふうだと思うんですね。私は、委員のメンバーではないにしてもですね、もし、その時点で聞いておれば、この問題がある程度、議員の側からもチェック機能が果たしたのではないかなと、もちろん行政も責任はあると思いますよ。だけど、そういう意味では、この期間の中でですね、その平成22年に知っておりながら、議員側からも何もなかったという、これもいささかですね、ちょっと議員の責任という問題ではあるかなというふうに感じておまして、そういう意味で、この平成22年6月に一体どんなやりとりがあったのかね、ここのところをちょっとはつきりさせていただかないと、私はちょっとこの判断をしかねる、私自身は、この判断をですね、きょうの、この提出の案件の判断はちょっとしかねるんですけども、議長、そういう点はどうでしょうか。

議長（赤松孝一） それは、その真実は、私もわかりませんが、今の知り得た議員の知識の範囲内で判断をしていただかないと、新たに、この件に関して西村課長に何か求めるとかいったことは、今現在では、私は考えていません。今の皆さんが知り得た資料、また、判断力で判断をしていただければ結構かと思いますが。

谷口議員。

16番（谷口忠弘） そしたら、そのときですね、会議録というか、要点筆記というかですね、そういうものは今現在では見せる時間はないと、今現在の、きょう朝、言われた、西村課長が言われた範囲内で判断をせないといけないと、こういうことになりますよね、そういうことですか。

議長（赤松孝一） 皆さんに配ってあるそうですが、今、聞きますと、事務局に保管してある資料の中には、平成22年6月何日かの資料はあるそうですが、そこには具体的に時効とか何かは出ていないそうです。

谷口議員。

16番（谷口忠弘） 午前中にね、西村課長からお話を聞いた中ではですね、そのやりとりはあったというふうなことを発言されてますが、全くなかったということで、いいですか。

議長（赤松孝一） あのですね、私が知り得る範囲でお話ししますが、多分、その日じゃないかなという、西村課長が、多分この日だったかなという程度で、そこに一部、滞納の話がちょっと出ているので、多分この辺だったかなというのが現状のようです。

（「時効という言葉が入っている」の声あり）

議長（赤松孝一） ここに入っておるんだろう、ここへ。6月22日の資料には何も書いてないんです。

それでは、暫時休憩いたしまして、ここで全員協議会に切りかえましょうか。

(休憩 午後 3時20分)

(再開 午後 3時33分)

議長（赤松孝一） それでは、休憩を閉じまして、会議を再開いたします。

谷口議員。

- 1 6 番（谷口忠弘） 提出者の方に質問をいたしたいと思います。前段、私が申し上げましたように、今回の、この件につきましてもですね、詳細にわたって議員が、この案件に対しての情報が知り得るところまでなかったというぐあいには、私は思うんですね。そういう中において、責任という問題に関してはですね、情報が、以前からわかっておいて手を打たなかったというのは、私、非常に問題があると思うんですけども、知らなかった時点で、こういう大きな問題になったということについての責任というのは、どこにあるのか、そここのところをお尋ねします。

議長（赤松孝一） 今田議員。

- 1 7 番（今田博文） この件をなかなか知り得なかったという質問ですけれども、これは決算参考資料ですか、この滞納状況の中に、公共下水道の中に、これだけ滞納がありますという数字はずっと列挙されてますので、そこをチェックする、この内容がなんだということを問うていただいたら中身は判明したのではないかというふうには私は思ってます。

責任問題ですけれども、法的に責任はありません。先ほどから話が出てますように、委員会で出なかった、出たということもありますけれども、合併してから7年間、旧町時代を含めると十何年間、議会も、そのことすら知り得なかったという、知らなかったと、指摘すらできなかったということの一つの責任といいますか、道義的な部分、あるいはチェック機能が果たせなかったということがあるというふうに思います。

もう一つは、やはりこれだけ多額の金額を不納欠損すると、町民の皆さんに対しての申しわけない。あるいは、これだけ町中を大騒ぎにしているということについての責任だというふうに、私は思ってます。

議長（赤松孝一） 谷口議員。

- 1 6 番（谷口忠弘） この問題についてはですね、昨年9月議会で勢箴議員が委員会の中でですね、問題提起をされてますよね。そここのところで、この問題についてチェックができたという判断にはなりませんか。

議長（赤松孝一） 今田議員。

- 1 7 番（今田博文） ある意味チェックは果たしているというふうには思っています。その後、その分担金の滞納はどういう状況なんだという、再三にわたる委員会での指摘にもかかわらず、なかなか長期間にわたって、その詳細が出てこなかったということについては、やはりある意味チェック機能というのは果たしているんだろうというふうに思いますけれども、先ほど申し上げましたように、勢箴議員が指摘をされたのは昨年9月です。それ以前は、何も我々も、そのことを指摘すらしなかった。あるいは法的に、こうだあだということも知識としてなかったということについてのチェック機能の不備さというのはあると思ってます。

議長（赤松孝一） 谷口議員。

- 1 6 番（谷口忠弘） おっしゃるとおりだと思うんですね。私も、そここのところがちょっとすっきりし

なかったもんですから、きょうの、けさのですね、西村課長の平成22年6月の話を出したわけなんです。ここの時点で、課長の頭の中で覚えてたことを話した程度だと、こういう解釈ですからこれ以上何も申し上げることはないんですけども、こういうのがね、非常に私としては、それが真実であれば、私は当然、委員会のメンバーでなくてもですね、議員ですから、責任の一端は非常にあるなというふうに感じます。この話を突き詰めても仕方ないので、これで終わります。

議長（赤松孝一） ほかに、15番、勢簀議員。

15番（勢簀 毅） 提出者に、ほかの議員さんからも質問があると思いますので、ちょっと私なりのことだけをお尋ねをしたいと思っております。

この議会でね、こういった議論がされ、よく間違われるのは調査権があるということを言われるわけですけどね、しかし実際にはですね、議員として調査権がどこまで行使できるか言いますと、これ私は監査委員会に請求しないとね、実際に調査はできないと、監視権というのはありますけども思っているんですが、そこでね、今まで私はこういったことで、全国の中で、こういうふうな議会が責任をとった例というのを全く存じておりません。例えばですね、10年ほど前に三重県で固形のごみ燃料の焼却場がございまして、それが爆発してですね、大きな災害になったことがございます。このときも訴訟で争われました。

それからですね、数年前に四国の高松市で、これは漁業権をめぐるまして、市長さんと、高松市長と争われた、5億円を越すような、あったんですが、それで市長のおっしゃるとるのはね、いやいや私だけじゃないと、私はしたんだけども、執行者んだけども、議会の同意も受けましたよと、議会も責任があるんじゃないんですかということ争われた件がありますけども、しかしいづれもですね、そういう責任を認めていないんですね。私は監査委員さんも、私も監査委員、若干したことありますけども、監査委員も全く責任は問われませんし、ないですよ、法的には。したがって、全国的に、こういった例が提出者はあったことを、ご存じかどうかだけちょっとお尋ねしておきます。

議長（赤松孝一） 今田議員。

17番（今田博文） 全く調査してません。

15番（勢簀 毅） 終わります。

議長（赤松孝一） 杉上議員。

4番（杉上忠義） 産業建設常任委員会に所属しております。その中で、産業建設常任委員会で、この問題が出たときに、取りまとめをするときにですね、議会議員としての対峙の仕方、対応の仕方、責任のとり方、かなり議論しました。その結果、今、家城議員がおっしゃいましたように、原因の究明を、さらにしてですね、しっかりと対応策を出して、町民に示すというのが一番大事だということでございまして、私たち委員会は、野田川庁舎で委員会を開会いたしました。しかしですね、システムも見ようと思いましたが、職員さんのそばに行って、一々見るわけにいかんと、おもむろに通ってですね、下水道課を、「ああこんにちは」と言って様子を見て、2階に上がって会議を開いたと、ほんで課長に来ていただいて、しっかりと議論したというのは、今、勢簀議員がおっしゃいました監視権ですか、を最大限、圧力まではいきませんが、しっかりとやってくれよと、きょうは特別に野田川庁舎で委員会を開いておるんだというのを職員さんに見ていただいたというのが、もうせいぜいだったんです。

この場でこんなこと言うのもおかしいですけども、議会というのは出てきました案件を慎重に審議して決めると、決めた後、どう行政がしっかり、それを行使するかというのを監視してチェックするのが議会の本来の責任であるというふうに思うんです。なぜこういうペナルティーを科したような議案が出てきたというのが、私にわかりませんし、議会運営委員会の話で聞いていますと、提案者、提出者の中に、その町民の声、町民の声がきついと、これでは議会懇談会に行けないという声だったんですね。私は逆だと思うんですよ。最大の説明責任を議会として議員として果たす場です。大いに議会懇談会で我々の主張をするべきだと、また対策、原因究明した結果を報告する最大の場ではないんですか。どうですか。

議長（赤松孝一） 今田議員。

17番（今田博文） 議会の役割は、最大の役割は議決権です。この場で議決をして、それが公平公正に、あるいは民主的に執行されているかどうか、それをチェック、監視するのが議会の役目であります。その役割は、私自身もよくわかっているつもりであります。産業建設常任委員会の話をされました。ここに委員会のまとめというのを、多田委員長から議長に出され、これは全員に配付をされてるんだらうというふうに思っております。このまとめの中にもありますように、本件は町民と行政、議会の信頼関係を損なう重大な事象であります。町の報告による時効対象金額を不納欠損して処理されることを容認することは、まことに遺憾であります。それからずっと文章、続いているんですが、最後に、なお行政だけの責任かと言えば、議会としての応分の責任があると判断します。したがって、議会としても何らかのペナルティーを負うべきではないかと考えますと、こういう報告書を、杉上議員も産業建設常任委員会ですから、十分このことにかかわってきておられるんだらうというふうに思いますし、こういういろんな経過、議論を踏まえて今回、発議を出させていただきました。

議長（赤松孝一） 杉上議員。

4番（杉上忠義） 町の声にもいろいろありますし、その責任のとり方もいろいろあると思うんです。いろいろあるので、私はそういうふうに、今、出てくるような提案をやろうとは思いませんでした。もう一つ、なぜここまで紛糾したかと言いますと、私の推測ですけども、記者会見があったときから課長の答弁が変わったんです。だから、私、課長もつらいなと思って、ずっと聞いとるんです。あそこからがらっと変わったんです。だから、私、何にも発言してませんけども、だからつらいなと思っておられると思うんです。ここであえて言うときですけど。

そのことを考えると、町長の報酬を削ったり、議員の報酬を削ったり、よもや課長の報酬を削ってですね、町民が拍手するわけじゃないんです。2,600万円返ってきたら、町民も納得すると思いますけど、それ以外の方法はないと思うんです。以上です。

議長（赤松孝一） 今田議員。

17番（今田博文） それぞれ責任の重さと言いますか、とり方というのは、考え方は違って当然だというふうに思っています。杉上議員は、先ほど言われた議会としての、議員としての職責、役割を十分果たしていくのが、この責任のとり方だというふうにおっしゃいましたけれども、もちろんそのことは当然のことです。これだけ与謝野町を騒がし、大きな2,600万円というお金を不納欠損したということについて、本当に住民の皆さんは怒っておられます。この行政や議会が、誰のために何のためにあるのか。全ては住民の皆さんのためだというふうに思っています。ですか

ら、そういう住民の皆さんの意向や意見を踏まえるということも大事な議員の役割ではないかというふうに思っています。

議 長（赤松孝一） 杉上議員。

- 4 番（杉上忠義） 再三再四、知らなかった、知らなかったというんですけれども、我々文教厚生常任委員会のときは、介護保険は時効は2年だだと、ゆっくりできひんなぐらいのことは十分やりましたんで、何ら私は、その辺、恥ずかしいとは思っておりません。以上です。

議 長（赤松孝一） 13番、井田議員。

- 1 3 番（井田義之） 私からも提出者に対して、少し質問させていただきます。提案理由の中で、議会も責任の一端をとるわけですね。先ほどからいろいろと出ております。町民の方々、私にはあんまり直接にはないんですけども、町民の方々の気持ちを考えると、いずれかの格好の責任というのが大切かなというふうには思います。ただ、議員の職責ですね、我々の議員の職責が、そこまでやらなければならないのかどうかということですね。不納欠損についたり、また収納のことについては、私も現年度、それから未収分、それから不納欠損の部分、これらを減らせないかということは、ずっと指摘をしてきました。これは議員として当然のことなんです。行政に対していろいろなチェックをしたり提言をしたりすると、これが私は議員の仕事だと思っております。執行権はあくまでも町長部局であると、町長部局のほうが執行ができなかったから、こういうことが起きたということですね。その辺については、提出者は、どのように考えておられますか、我々が執行できたかどうかということですね。

議 長（赤松孝一） 今田議員。

- 1 7 番（今田博文） 執行者は理事者です。町長部局です。井田議員、言われておるのは、今回のことが指摘できたか、あるいはチェック機能が果たされたかということでしょう、議会として、ではないんですか。執行は、いわゆる理事者です。

- 1 3 番（井田義之） 我々でも、できる場所があったんですかということですか。

- 1 7 番（今田博文） これ、先ほど誰かのときにお話をしましたけれども、決算参考資料の中にも滞納がこれだけあるということは数字の上で載ってます。多額に上っています。2,600万円不納欠損しても、まだあります。ですから、そのことを、この中身は何だと、どういう滞納状況なんだということを委員会なり議会で指摘をすれば、もっと早く、このことは発覚と言いますか、明らかになっていたんじゃないかなというふうに思ってますので、そういう意味のチェックの不備、あるいは議会としての果たす役割ができなかったということも理由の一つであります。

議 長（赤松孝一） 井田議員。

- 1 3 番（井田義之） 私が先ほど言いましたように、ずっと、なぜこういう状態になるのかという、収納事務については、質問を再々してきました。ただ、きのう、きょう、ことしの決算については、収納のことについては一切質問もしていませんので、ちょっと皆さんとは1日半のずれがありますので、どうなのか、わからないことがあるかも知れませんが、去年の決算ですね、去年の決算のときのメモを引っ張り出しましたら、分担金、時効5年、それから、時効中断処置対策はというようなことを書いて、私クエスチョンマークをつけておるんです。これは、私が質問したか、どなたが質問されたか、そこらあたりでも、ちゃんとできとるわけですね。

ところが、その後の手法ですね、手法が悪いということなんです。やらなかった、それに対

して、やっぱり問題はあろうと思いますけれども、議会としては提言をしておるということは、今回の責任のとり方は別にして、しておりますということで、私は言えるのではないかなというふうに思いますけど、その点についてはいかがですか。

議長（赤松孝一） 今田議員。

- 1 7 番（今田博文） 私自身も、そこまで指摘をしたことはありません。井田議員は、多岐にわたっていろんな知識を持っておられますので、あらゆる場面で、そういう指摘なりをされたというふうなことかも知りませんが、記憶の中に私も残ってませんし、先ほど申し上げましたように、井田議員さんは、そういう指摘をしたという発言ですけれども、議会としての、その後の対応といいますか、それができてなかったというふうに思っています。

議長（赤松孝一） 井田議員。

- 1 3 番（井田義之） 議員はね、結局、いろいろな提案をするわけですね、これはどうですか、これはどうでしょうかというようなことを言うわけですね。だけど、それができんことは、ようけあるんですね。財政の問題もありますし、人員の問題もありますね、それに対して一々、議員も責任をとるということであれば、私は今田委員長としてつくっていただいた、基本条例の中に、そんなことも入れられたらどうなのかなというふうに今になったら、もう反省しておりますけども、その点については、そんなことを考えなかったということですか。

議長（赤松孝一） 今田議員。

- 1 7 番（今田博文） 基本条例の関係で、いろいろと議論したときには、まさか、こういう問題があるんだということすら、我々も承知をしておりますでしたし、これが、今から新たに基本条例をつくるのであれば、そういった文言なりを入れた可能性もあるかも知りませんが、それは仮の話ですので何とも言えませんし、先ほど、井田議員、言われた、いろんな提案をすると、この場で、委員会も含めて。そのことと、今回のこととは少し質が違うというふうに思っていますんで、今回のことは、するどく指摘をすれば、もっと早く解明できたんだというふうに思っています。

議長（赤松孝一） 井田議員。

- 1 3 番（井田義之） 先ほどから、きのう、きょうはどうかわかりませんが、先ほどから出ております、町長が町報の中で詳しくということをおっしゃいましたね。町報には確かに詳しく出しております。だけど、我々が質問する段階で、それ出てきません。だから、例えば去年の決算の参考資料でも、今、言うた分担金が4, 960万円、5, 000万円ありますというのが出とるわけですね。そこで結局、時効はどうでしょうかというふうなこともあったんやないかなというふうに思うんです。これはまあ想像ですけども、あるわけです。

そのことを、やっぱり我々としては指摘をしておると、指摘をしたけれども、結果としてなったという。それから、2, 600万円がすごい大きな数字だということで、ものすごい言うておられますけれども、平成22年が4, 435万円の不納欠損です。4, 435万円、これは下水道に限らずですよ。それから、平成23年が3, 233万円、不納欠損です。そして、ことしが見てもろたとおり、下水道の2, 600万円を含めて4, 500万円ですね。だから、この数字というのは、不納欠損の、もう今回でも、いわゆる税機構の部分が効果があって、結局こういう数字になったと思うんですけれども、ことしも、もし税機構がなければ、もっとすばらしい数字

に、びっくりするような数字になったと思うんです。だから、2,600万円という数字だけを取り上げるのではなしに、やっぱり私は手法の問題だというふうに思っておるんですね。だから、こういう数字やらも、今田議員としては調べられた結果に、こういう提案をされたのかどうか、その点についてお伺いをします。

議 長（赤松孝一） 今田議員。

1 7 番（今田博文） あんまりそこは調べてません。2,600万円が昨年、昨々年度と比べて非常に少ないというご意見ですけれども、そこは質が違うと、この2,600万円については法的な処置を講じることなく、ここまで来たと、これは額の問題ではないんです。ですから、そういうことについての責任というのは、一端は議会にもあるということは再三申し上げているとおりであります。

議 長（赤松孝一） 井田議員。

1 3 番（井田義之） これはちょっと余分なことになるかもわかりませんが、先ほど議員の責任のとり方の問題が出ておりました。議員の責任のとり方の最高はなんでしょう。

議 長（赤松孝一） 今田議員。

1 7 番（今田博文） それは議会の解散です。

1 3 番（井田義之） 以上で、質問を終わります。

議 長（赤松孝一） ほかに質疑はございますか。

（「なし」の声あり）

議 長（赤松孝一） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

今田議員、自席へお帰りください。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

9番、家城議員。

9 番（家城 功） 本案に対する反対討論をさせていただきます。

私は、議員の役割は責任をとることが先決ではなく、きちっとした究明をした中で、全議員が納得した中で、自分たちがどうあるべきかという対応をすることが一番大事だと思っております。また、本案に提出されました数字におきましても根拠なき妥当という言葉は、私は全く理解できません。以上をもちまして反対討論とさせていただきます。

議 長（赤松孝一） 次に、本案に対する賛成意見の発言を許します。

賛成討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（赤松孝一） 次に、本案に対する賛成・反対いずれかの意見の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（赤松孝一） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより、発議第2号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（起立多数）

議 長（赤松孝一） 起立多数であります。

よって、発議第2号 与謝野町特別職の職員の給与及び報酬等に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第14 意見書案第2号 介護保険の軽度の認定者に十分な介護サービスの保障を求める意見書（案）についてを議題とします。

本意見書は、会議規則第13条第2項の規定により、勢簀議員から議長に提出されております。事務局に議案を朗読させます。

秋山事務局長。

事務局長（秋山 誠） 失礼します。

意見書案第2号 平成25年9月13日

与謝野町議会議長 赤松孝一様

提出者 勢簀 毅

賛成者 宮崎有平

賛成者 山添藤真

賛成者 家城 功

介護保険の軽度の認定者に十分な介護サービスの保障を認める意見書（案）

上記の議案を、別紙のとおり与謝野町議会会議規則第13条第2項の規定により提出します。

以上です。

議長（赤松孝一） 提出者より、提案説明を求めます。

勢簀議員。

15番（勢簀 毅） それでは、ただいま上程をされました、介護保険の軽度の認定者に十分な介護サービスの保障を求める意見書（案）について、朗読と若干の補足説明をしてですね、ご理解をいただきたいと思っております。

介護保険の軽度の認定者に十分な介護サービスの保障を求める意見書（案）

社会保障制度改革国民会議は、最終報告書で軽度の高齢者は、見守り、配食等の生活支援が中心であり、要支援者の介護給付範囲を適正化すべきであり、具体的には保険給付から地域包括ケア計画と一体となった事業に移行し、ボランティア、NPOなどを活用し、柔軟、効率的に実施すべきとの方向性を打ち出しております。

このことは、要支援1、2の比較的軽度の認定者を介護保険給付の対象から外し、サービスの実施を市町村に委ねることになる。地域間格差によってサービスが縮小した場合、公的な保険制度だけでは必要なサービスを受けることが難しくなるものと考えられること等から、高齢者の暮らしを保障するためにも、軽度の認定者を介護保険給付の対象から外すような保険給付範囲の縮小を行うべきではない。よって、政府におかれては要支援1、2の認定者を介護保険給付の対象から外すことで介護サービスが受けられなくなることをないよう、介護制度の維持及び充実を図られることを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

あとは内閣総理大臣以下でございます。与謝野町議会ということですが。

今議会ですね、介護保険特別会計の中で、かなり、伊藤議員さんの質問だったと思っておりますけども、課長が今の状況を説明をいたしました。あの当時、私どももですね、大分これをつくった

段階から今の動きは進んでおりますけれども、やはり私は国に対して、いやこれは問題がありますよということを言うておかないと、26%ほどの、こういった対象者を抱える町として、ぜひ必要だということで提案をいたしておるものでございます。どうかよろしくをお願いします。

議 長（赤松孝一） これより、提出者に対しまして質疑に入ります。

質疑はありませんか。

4 番、杉上議員。

4 番（杉上忠義） それでは、提出者に質問いたします。先ほどの決算審議の中で、課長のほうからありました、NPOボランティアの活動は重要であるという、また、この意見書の中にもボランティア活動、書いてありますけれども、実際、勢簔議員さんが与謝区です、高齢者の見守り隊を実施されております。ボランティアの実態はどうなんでしょうか。

議 長（赤松孝一） 勢簔議員。

1 5 番（勢簔 毅） これは、先ほどの特別会計の中で課長から答弁がありましたように、こうした人材をですね、活用するということは、私どもの町では非常に難しいのではないかなと、こういうお話がございましたし、今、私ども与謝区の話がございましたけども、これからですね、今までは見守り隊ということでやってきましたけども、これはもう少しやはり組織として、福祉対策部というような部に格上げしてですね、次年度からはやらなければ難しいのではないかなと、こういうふうに思っております。広く参加を得たいと、こういうように思っております。

議 長（赤松孝一） 杉上議員。

4 番（杉上忠義） 数年前、算所区でも見守り隊がスタートいたしました。しかし、実際はだんだんだんだん、病院に送って下さいという方がふえまして、ボランティアする側が、もう困り果てたということも起きました。ですから、今、提案者からありましたように、組織を強化にすることが、与謝野町で、見通しといたしますか、実態といたしますか、どういうふうにお考えでしょうか。

議 長（赤松孝一） 勢簔議員。

1 5 番（勢簔 毅） 私も、与謝野町全体を十分存じているわけではございませんが、非常に進んだところもございます。ただ、私どもの町では現在ではですね、その見守り隊のレベルということでございますが、来年からは、より強化をして、ほんなら、具体的にどうしていくかといいますと、やはり私は地域通貨をですね、これに結びつけないといけないと、こういうふうに思って今、準備をしておるところでございます。

議 長（赤松孝一） 杉上議員。

4 番（杉上忠義） 市町村の実力が試される場面が来るのかもわかりませんが、もう少し広域です、丹後とか宮津、与謝で、これが実施できるとすれば、提案者はどういうふうにお考えになりますでしょうか。

議 長（赤松孝一） 勢簔議員。

1 5 番（勢簔 毅） 今、杉上議員さんから、市町村が試されるというお話がございましたが、もともと、この介護保険ができたときにですね、市町村の力が試されると、こういうのが全国的に言われておったわけではございましてね、それを私どもの町の場合は、非常に福祉全体に非常に高レベルといたしますか、ハイレベルといたしますかですね、そういった取り組み状況になってきたと思っ

ておりますが、ただ、地域の中で地域とともにですね、これをやっていくということには、まだまだ大きな課題がありまして、そうしたことが、きのうどなたかのお話ございましたけど、公民館活動の中でもですね、次の課題になってくるのではないかなと、これは、こういうふうに思っております。

議 長（赤松孝一） 杉上議員。

4 番（杉上忠義） 先ほどの質疑の中で申し上げたんですけど、全国一律のサービスを強いられている。しかし、今回はですね、そのサービスの内容が市町村独自にできるという、考えようによっては利点があるわけですね。しかしながら、財政の面から非常に厳しい、またあと、京都府で考えましても南と北、気候、地理的状況も非常に違うわけでございます。非常に苦しいことになることが予測されるんですけども、その格差是正につきましてですね、市町村の努力を期待できるということも考えるんですけども、提案者はどうでしょうか。

議 長（赤松孝一） 勢簀議員。

1 5 番（勢簀 毅） 私は、特別会計の中で課長の答弁がありましたように、きょうまで一生懸命、この拡大をしていただいたと、そして、既に事業所でも、そうした人を対象に、いろんな設備をやっていたところもございますね、そうしたことを考えますと、なかなかこの縮小ということは難しいんですが、そこは町のほうで一生懸命頑張ってください、そして、仮に市町村に全部移管されても、それは余り遜色のないですね、私はサービスにさせていただくということが必要だろうと、このように思っておりますけど、しかし、何としてでもですね、そのためにも国に対して、それぞれの町がやっぱり意見を挙げるということから提案をしているものでございます。

議 長（赤松孝一） 杉上議員。

4 番（杉上忠義） 最後の質問ですけど、介護の人材不足が深刻でございます。提案者、何かいいアイデアといいますか、お考えがありましたら最後にお聞きしたいと思います。

議 長（赤松孝一） 勢簀議員。

1 5 番（勢簀 毅） 全く、私はそういうことを持ち合わせておりませんが、実は2、3日前に社協の方とお話をしておりましてね、社協のほうでも、いろいろとお取り組みをいただいておりますので、どうも待遇面で、今後どう、それぞれの事業所の中で改善していただけるかということも一つのポイントではないかなと思っておりますが、いろんな角度から支援をしていくことが必要だと思っております。

4 番（杉上忠義） ありがとうございました。

議 長（赤松孝一） ほかに質疑はございますか。

（「なし」の声あり）

議 長（赤松孝一） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

勢簀議員、自席へお帰りください。

これより討論に入りますが、討論はありますか。

（「なし」の声あり）

議 長（赤松孝一） 討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより、意見書案第2号を採決します。

本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立全員)

議長（赤松孝一） 起立全員であります。

よって、意見書案第2号 介護保険の軽度の認定者に十分な介護サービスの保障を求める意見書（案）については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第15 意見書案第3号 道州制を拙速に導入しないよう求める意見書（案）についてを議題とします。

本意見書は、会議規則第13条第3項の規定により議会運営委員会 有吉委員長から議長に提出されております。

事務局に、議案を朗読させます。

秋山事務局長。

事務局長（秋山 誠） 失礼します。

意見書案第3号 平成25年9月26日 与謝野町議会議長 赤松孝一様

提出者 与謝野町議会運営委員会委員長 有吉 正

道州制を拙速に導入しないよう求める意見書（案）

上記の議案を、別添のとおり与謝野議会会議規則第13条第3項の規定により提出します。以上です。

議長（赤松孝一） 提案者に、提案説明を求めます。

有吉委員長。

議会運営委員会委員長（有吉 正） それでは、この意見書（案）についての提案の説明をさせていただきます。

この道州制を拙速に導入しないよう求める意見書と、こういう案内となっておりますが、これは全国町村議会議長会では、断固反対というような意見書を出してくれというような要請がございまして、そして、京都府町村議長会でも反対の決議をされております。また、そういった中で、京都府町村議長会から、与謝野町議会議長あてに意見書を出してほしいと、そういうことで議会運営委員会で、いろいろと議論をさせていただきました。そういった中で、このような道州制を拙速に導入しないよう求める意見書と、こういうことでまとめさせていただきました。

読み上げさせていただいて、提案の説明とさせていただきます。

全国町村議会議長会では、本年4月15日に、町村や国民に対して丁寧な説明や真摯な議論もないまま、道州制の導入が決定したかのごとき法案が提出されようとしていることは、まことに遺憾であるとする緊急声明を行った。

さらに7月18日には、道州制は絶対に導入しないこととする要望を決定し、政府、国会に対し要請してきたところである。しかしながら、与党においては、道州制導入を目指す法案の国会への提出の動きが依然として見られ、また、野党の一部においては、既に道州制への移行のための改革基本法案を、第183回国会へ提出し、衆議院内閣委員会において閉会中審査となっている。

これらの法案は、国全体の統治機構の具体的な形が示されておらず、事務権限の受け皿という名目のもと、ほとんどの町村においては事実上の合併を余儀なくされる恐れが高い上、道州はもとより再編された基礎自治体は、現在の市町村や都道府県に比べ、住民と行政との距離が格段に

遠くなり、住民自治が衰退してしまうことは明らかである。

町村は、これまで国民の生活を支えるため食糧供給、水源涵養、国土保全に努め、伝統・文化を守り、地域特性を生かした地場産業を創出し、住民とともに個性あるまちづくりを進めてきた。効率性や経済性を優先し、地域の伝統や文化、郷土意識を考慮せずにつくり上げる大規模な団体は、住民を置き去りにするものである。多様な自治体の存在を認め、個々の自治体の活力を高めることが、ひいては全体としての国力の増強につながるものであると確信している。

よって、与謝野町議会は、道州制を拙速に導入しないよう求める。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成25年9月27日。

衆議院議長 伊吹文明殿、参議院議長 山崎正昭殿、以下、載っております。以上でございます。

議長（赤松孝一） ただいまの提案説明でございましたが、有吉委員長に対しまして、質疑がありましたら挙手をお願いいたします。

8番、浪江議員。

8番（浪江郁雄） それでは、1点のみ質問させていただきたいと思います。この意見書を読ませていただきまして、私自身この内容が反対なのか、反対ではないのか、少し判断に困っておりますので、ここが私の立つ立たないの、一番大きな判断材料になるところでございますので、このあたりをお聞きしたいと思います。

そこで、まず冒頭でございます、最後になりますけれども、道州制を拙速にという言葉がございませぬ。これ拙速という言葉も辞典で調べますと、できは悪いが仕事が早いという、こういった意味でございまして、これからしますと、例えば文面の中央にあります、国全体の統治機構の具体的な形が示されていないでありますとか、このあたりがしっかりと示されて、なおかつ時間をかけて議論をして、多くの国民の皆様の理解が得られれば、これは導入することに反対ではないと、こういう解釈でよろしいでしょうか。

議長（赤松孝一） 有吉委員長。

議会運営委員会委員長（有吉 正） 議会運営委員会で、委員長で、私が提出者になつとるわけでございます。そこが一番議論になった、正直言いまして議論になったところでございます。議会運営委員会では、全会一致で、この文言でまとまったということをご報告を申し上げ、また、ぜひ賛同をしていただきたいと、お願いするわけでございますが、私の個人の見解を述べるわけにはまいりませぬ。

そこで、これがそうなら委員会として賛成かどうかということは難しい問題ではないかなと、それは個々の意見がありますから、ですけれども、個人的見解で言えば、言うていいのかわかりませぬ。だけども、このことは、これはあくまでも意見書でございます。意見書です。国に対しての意見書です。

これをそういうふうに、絶対だめだということは書いてありません、この意見書では、そういうことですね。そういうふうに受けとめていただいてもいいのではないかとというふうに私は思っております。非常に難しい答えになったかわかりませぬけれども、これが委員長の苦しいところで、ご判断いただきたいと、このように思います。

8 番（浪江郁雄） 質問を終わります。

議長（赤松孝一） 4番、杉上議員。

4 番（杉上忠義） それでは、道州制に関する意見書について、提案者に質問いたします。

まことに京都から国の形を変えようと、選挙を一緒に戦った同士に対して質問するのは何か変な気持ちでございますけども、これも道半ばでございます。一番、私が国の形を変えるということで衝撃というのか、印象に残っているのは1993年の小沢一郎さんの日本改造計画、それから2012年3月10日に発表されました、橋下大阪市長の維新八策でございます。いずれも道半ばで、今、苦戦をされておりますけども、小沢一郎さんのほうは市町村を300にしてですね、道府県は廃止、国と市町村が直結するというような案でございました。これも、私も衝撃を受けまして、合併の協議に関するときに非常に影響を受けました。

ここで一番問題になるのは、先ほど浪江議員からありましたように、今、なぜ拙速、拙速ということと、今なぜ、この意見書を与謝野町議会が出すのかという、この理由が、全員協議会でもわかりませんでした。まだ、国会に与党としての法案も出てませんが、それを封じるかのごとく意見書を出すというのは、ちょっといかがかなと思うんですけども、内容については、この間、若干資料をいただきまして、今、読ませていただきましたけども、その法案が出る前に意見書を出してしまうというのは、与謝野町議会として拙速だと思います。

議長（赤松孝一） 有吉委員長。

議会運営委員会委員長（有吉 正） 提案説明の中で、申したらよかったかもわかりません。京都府町村議長会も反対、要するに道州制導入への断固反対ということの中で、京都府内の町村議会は、それぞれ断固反対で、道州制導入に対して断固反対であったり、いろんな中身まで私には、ちょっと資料がありませんのでわかりませんが、そういう形で出されたり、出されようと、全議会がされております。

それと、先ほど、答弁になるかどうか、期待に応えられるかどうかかわからんですけども、ここに書いてあるように、されようとしていることに対する意見書ですので、そこはお含みいただきたいというふうに私は思います。

それから、小沢一郎さん云々のことは、これはちょっとご高説は、またいろいろと後で議論をさせていただいたらええかな、個人的にというふうに思いますのと、もう一つ、浪江議員にも説明をさせていただきましたように、いわゆる、そういった中で個々の意見を、それぞれを整理しなければなりません。そういった意見書であるということを、この前の全協でもお願いしたわけでございます。以上です。

議長（赤松孝一） 杉上議員。

4 番（杉上忠義） 今、さっき言いました2冊に続きまして、今の京都大学の岡田先生、与謝野町にもいろいろアドバイスをいただいております先生の道州制で、日本の未来は開けるかというのを読んでいます。

ご高説ちょっと聞いてください。小さい自治を大事にせえということが書いてあるんですよ、もちろん。それと、トップダウンじゃなくて、ボトムアップ、庶民の意見、地方の意見を組み入れて何事も政治を動かすのが大事だということが書いてあるんですけども、それはそれです。それともう一つ、一緒に国会議員の先生の勉強会に行きまして、今、静岡県知事になっておられ

まして、優秀な校長の名前を公表されて話題の、川勝平太さんの話を一緒に聞きました。その先生もですね、経済だけではないと、道州制。地理的条件、文化・歴史、それから庶民の暮らし、いろんなものを考えた上での道州制が非常に大事だというお話を聞いて、いまだに私は頭の隅に残っておるんですけども、この点とですね、それと最近、もう一つわからん。リニアが開通で予定されますわね。さらに東京一極集中、名古屋東京間の集中、人口、人、もの流れの集中、これを打破するということが重要だということと、中央官庁を解体するというのは提案者も賛成じゃないでしょうか。

議長（赤松孝一） 有吉委員長。

議会運営委員会委員長（有吉 正） それこそね、全協でもいろいろとご高説は同じような形で聞かせていただいたんですが、きょうは本会議ですので、一つ道州制、これは今度の法案というのは進めていこうと、詳しく言うと時間がかかりますけども、二つほどあって、とりあえず期限を切って進めようということが何も見えないという中で、反対というのか、こういう形で出すわけなんですけども、ほかの町村も同じだろうというふうに思います。

杉上議員は道州制に賛成、出すなと言うておられるのか、あるいは、その先生は反対のようですし、出したらあかんと言うとんなるのか、そこら辺はどうなんか、私にはちょっとわからんですけども、そこら辺で、ただ、要するに意見書ですので、今その道州制そのものを議論するよりも、道州制に対しての意見書の、出すか、出さないかということについてのあれに絞っていたきたいと、このように思いますので、お願いいたします。

議長（赤松孝一） 杉上議員。

4 番（杉上忠義） 今、出さなくていいと思ってます。今、出さなくていいと思ってます。もう二つ聞いてほしいんだけど、提案者も国と地方の役割をしっかりとするのはもちろん間違いないことでありまして、よく一般論で言われるのは道州制を導入した場合、国は安全保障、外交、それから金融の問題等々をしっかりとやると。地方は福祉とか、地域の特性に合わせた公共事業をやっていくと、役割分担をする。これも非常に御高説としては合っていると思うんです。それから広域連合、関西広域連合が今、実施されてます京都府議会におきましては、附帯決議がついてまして、関西広域連合イコール道州制にはしてはいけませんというのがついていると思うんです。しかしながら、あの活動や活躍を見てますと、全員協議会で申しあげましたように、なぜ、鳥取県や徳島県がですね、関西広域連合と一緒に活動するかというと、やはり人の流れ、ものの流れ、やっぱり関西に頼らざるを得んのと違うかと私は思うんです。

だから、広域での活躍、活動というのが非常に重要な時期に来てるんじゃないかと、私は思いまして、一既に道州制を反対する意見書を出すべきではないと、かように思っております。提案者の見解を、この二つ、できたら。

議長（赤松孝一） 有吉委員長。

議会運営委員会委員長（有吉 正） 私が説明が下手くそかわかりませんが、どうか杉上議員、ご協力をよろしくお願いを申し上げます。以上でございます。

議長（赤松孝一） 杉上議員。

4 番（杉上忠義） そらまあ、全会一致で出したい意見書だと思うんですけども、十分こちらの本も読んでますので、小さい自治を大事にすることは、もう十分しっかりと頭の中に入っています。

以上です。

議 長（赤松孝一） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（赤松孝一） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

有吉委員長、自席へお帰りください。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（赤松孝一） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより、意見書案第3号を採決します。

本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（起立多数）

議 長（赤松孝一） 起立多数であります。

よって、意見書案第3号 道州制を拙速に導入しないよう求める意見書（案）については、原案のとおり可決することに決定しました。

ここで資料配付のため10分間、40分まで休憩いたします。

（休憩 午後 4時30分）

（再開 午後 4時40分）

議 長（赤松孝一） ご着席、お願いいたします。

それでは、休憩を閉じまして、会議を再開いたします。

次に、日程第16 諸般の報告を行います。

諸般の報告についての質疑は行いませんので、念のため申し上げておきます。

最初に、議会活性化特別委員会委員長から、報告書が議長に提出されております。委員長より報告をお願いいたします。

井田委員長。

議会活性化特別委員会委員長（井田義之） それでは、議会活性化委員会からの報告をさせていただきます。

皆さん、ご存じのように、3年間にわたった活性化委員会を、本日をもって閉じるという報告を皆さんにして、ご同意をいただくということでもあります。

ページ数が入っておりませんが、活動の概要ということで、めくっていただいたら書いております。一応、私の任期中には、取り組んだのは一番に書いております、各小学校区で議会懇談会を実施したということ。

それから、2番目に議員定数、議員報酬について議論をし、結論を出したということです。

それから、3番目には、各常任委員会で各種団体との懇談会意見交換を実施をしていただいたということです。

それから、4番目に議員間討議ですけれども、全員協議会や特別委員会で、かなりの意見交換が、討論ができたのではないかなというふうに思っておりますが、ただ、これにつきましては、広報の部分ができておらないということで、町民の皆さんにはわかりにくい部分がありますので、

今後の課題かなというふうに思っております。

そこで、結びにということで書いております。二元代表制の確立、町民からより信頼される議会等、いわゆる議会の活性化は永遠の課題であると、スタートラインに立った状態ではないかなというふうに思っております。今後は、議会運営委員会のほうでしっかりと皆さんが一致団結をして、取り組んでいかなければならないというようなことで、結びにということで書いております。

あとは、次のページには一応、時系列で会議をした内容、それから、めくっていただきましたら議会懇談会、先ほど言いました議会懇談会を各小学校区でやったという実績を載せております。

そして、5ページ目になるわけですけども、3枚目の一番下には、先ほど言いました各種団体との懇談会を委員会でやっていただいた実績を載せております。

次に、4枚目、5枚目ですけども、これは議会懇談会の際の議会に対する意見だけを載せていただきました。これは、もう前に議会懇談会の報告をしたのと全く一緒の内容であります。これについては、また皆さん方しっかりと目を通していただきながら、議会の活性化、町民の意見を真摯に受けとめながら進んでいかなければならないということで、ここに書かせていただいております。

そして、6枚目ですけども、アンケートの集計結果を載せております。それから、グラフも次に載せております。

それから、7枚目になるんですか、議員定数、報酬の際の意見を載せております。これにつきましては、一応、賛成の意見については、もう載せておりません。こういうことで、反対の意見というのか、少数意見があったということ載せております。それからあとは見ていただいたとおりでございます。

それで、最後ですけども、活性化の検討課題ということで、これは前今田委員長のほうから引き継いだ内容でありますけれども、大項目の1番、基本条例については、今田委員長のときにやっていただきました。それで大項目の2番目については、議会の組織、先ほど言いましたように議員定数、報酬については、ここに書いておりますように、決定をいたしました。

3番目の議会運営に対する件ですけども、一般質問、通年議会については検討したり調査が必要であるということで申し送りをさせていただきたいなと思っております。

それから、町民参加の情報公開ということですけども、せっかくホームページがあるんだから、これを有効に活用する必要があるということです。それから、モニター制度ですけども、我々だけではなしに、やはりモニター制度を設けて、いろいろな、我々に進言なり忠告をしていただく制度を設けなければならないということで、これについては予算を使うか、使わないかという議論もありましたが、予算がどうしてもということであれば、これもまた検討が必要だと思いますが、一応、予算を使わずにボランティアでお願いすることも可能ではないかなというように意見もありました。それで平成26年度には、これを実施していきたいなということで、一応、委員会の総意で、ここに平成26年度から実施をするということで上げさせていただいております。

そして、大きな項目の基本事項につきましては、議会費の問題、それから(7)で出ておりますけれども、会議規則とか委員会条例のことについては、我々内部的な問題でもあり、この検討課題の中からは削除をするということで決まりましたので、そのとおりに書いております。

それから、事務局体制の課題ですけれども、体制ですけれども、これについては一応、議会の活性化に伴ういろいろな事務的な問題とか、いろいろなアシスタントが要りますので、これについても必要があれば検討していくということで、今後の検討課題とさせていただきます。

それから、一番最後になりますけれども、政策提言、政策条例作成の機能強化ということです。これが一番大切だなということですが、これもいろいろと今定例会でも、そういう実態というのか、実施も、実行もありました。どんどんふやしていかなければならないということで、これは検討をするというような文言ではなしに、重要課題であり早急に取り組むということで、この報告書を結んでおります。

そこで、ここには書いておりませんが、活性化委員会からの引き継ぎといたしまして、この間、きのう、おとといだったんかいな、その前かいな、活性化の正副委員長と、それから議運の正副委員長さんと一応、25日というのは、おとといだということやね。おととい、一応、この結果について、また、今後のことについてお願いをしました。その中でも申し上げとったんですけれども、いわゆるインターネットによるライブ中継の問題、これについては、我々でもう少し勉強したらということ言うておりましたけれども、できませんでしたので、今後の課題として、ここには書いておりませんが、よろしくお願ひしますということで、機械も老朽化で云々ということがありましたのでお願いしております。

それから、あと1点は一般質問の内容の広報がホームページやとか、文字放送だとか、いろいろとやっただいておるんですけれども、なかなかそれを見ていただける方がかなり少ないのではないかなということで、誰がどういふ質問をするというのが知りたいなというような声も上がってきております。新聞折り込みでどうか、回覧でどうかというような、いろんな意見がありました。これも一応、議運のお二人には状況も報告をしながら、今後のことを考えていただきますように、協議をしていただきますように、お願いをいたしました。

以上、2点は、この中に入っておらない項目としてお願いをしました。今後、先ほども言いましたように、活性化、これで活性化が終わりだという、どういふのか終着駅はないと思っておりますけれども、いわゆる議会運営委員会だけでもできせんし、全議員の方々が意識改革をしっかりとしながら、町民から信頼される議会をつくらせていっていただきたいなことをお願いをしまして、私からの報告といたします。

議長（赤松孝一） ただいま井田委員長から報告がありましたとおり、本委員会を閉じることになりましたので、報告いたします。前委員長の今田委員長、また、今回の井田委員長はじめ各委員の皆様には、長期間にわたりまして、本当にご苦労さんでございました。ありがとうございました。

次に、収賄事件再発防止調査特別委員会委員長から報告書が議長に提出されております。委員長より報告をお願いします。

有吉委員長。

収賄事件再発防止調査特別委員会委員長（有吉 正） それでは、私のほうから収賄事件再発防止調査特別委員会の報告をさせていただきます。9月26日、議長の赤松議長のほうに報告書を提出させていただきました。

ちょっと前文を読ませていただきます。加悦中学校の改築工事に絡み、与謝野町職員が加重収賄罪で起訴された事件を受けて、平成24年9月定例会において、収賄事件再発防止調査特別委

員会を設置をいたしました。

特別委員会を設置されてから、平成25年9月26日までの間に15回の委員会を開催し、関係職員から事情聴取を行うとともに、行政への資料提供を求め、事実確認を進めてきました。また、事例研究のため、府内の二つの自治体を視察するとともに、収賄、贈賄、計4回の裁判傍聴を行いました。つきましては、これらの経過等、概要を報告し、次のとおり再発防止の取り組み並びに信頼回復に向けた対策を提言をいたします。

項目については、1番から7番まで、1番の特別委員会の設置から、7番の特別委員会の活動経過まででございます。概略を説明させていただきます。委員の人数は6名でございます。慎重かつスピーディーに頑張ってもらいました。委員の各位のご協力によって、1年をかけて、このような報告ができるまでできたことを、大変ありがたく今、思っております。

次に、2番の事件の概要でございます。簡単に説明をいたします。与謝野町立加悦中学校の全面改修工事に伴い、基本設計業務を請け負う業者を公募した際、教育委員会職員が業者に対し、第2次審査に有利な内部情報を漏らし、見返りに現金を受け取ったと、このようなことでございます。これは加重収賄罪とされ、次のとおりに判決が決定をしております。

それから3番でございますが、事件発生の原因、第1には公務員としての自覚や倫理観の欠如が直接の原因となって事件を発生させた、あと第2、第3、第4まで発生の原因を書いております。

4番が、また一番大切なところでございます。再発防止の取り組みでございます。(1)として、職員倫理、法令遵守について、職員と業者との飲食がされていたことが明らかになったもとの、改めて改善が求められる、理事者みずから先頭に立って、綱紀粛正を図らなければならない。また、庁舎内の取り組みだけでなく、福知山市のコンプライアンス制度のように、開かれた法令遵守の取り組みが求められる、この福知山市は視察に行かせていただいたわけでございますけども、このようなコンプライアンス制度ガイドブック、これをつくっておられまして、きめ細やかなことが書いてございます。ぜひこういったことを参考にさせていただきたいと、この福知山市のコンプライアンス制度ガイドブックも資料として、あわせて議長につけております。また、このガイドブックは事務局にもありますので、もし勉強される方は、ぜひごらんになっていただきたいと、このように思います。

それから、(2)職員と業者との癒着を監視できる組織のあり方、これは入札と結果の状況を監視する第三者委員を含めた組織が必要であると、このように結んでおります。

(3)で人事管理についてでございます。特定の業者との関係が深まらないように、適切な人事異動や業務の加負担が生まれないような技術職員の配置、問題事例を直ちに改善できる、職員間のコミュニケーション体制などの人事管理が必要であると、こういうことでございます。

(4)として、意識の改革です。常に、こういった不祥事は起こり得る、そのような認識を持って、起こらないように取り組みを進めることが必要であると、このように結んでおります。

(5)では、議会の対応について、与謝野町議会では平成24年3月に議会基本条例をつくり、議会の活性化や町民との協働に努めてきたが、改めて議会や議員の法令遵守、職員と行政の法令遵守の取り組みの確認などが求められる。

(6)は、その他でございます。初めて発注するプロポーザル方式に対する調査研究が足りな

かったのではないか。20億円という事業を考えると職員、係長任せにせず、視察等で見識をもっと深めるべきであった。(イ)として、プロポーザル方式に決定し、発注のための要綱づくりの起案書の決裁日の日付が入っておりませんでした。これについては、大きな事業については入れることが必要ではないかと、このように書いております。

(5) 信頼回復に向けて、近年、自治体に対する税の使い方の関心が高まっており、従前にも増して厳しい監視と批判が寄せられております。行政には情報開示と説明責任があります。ただ、一方、個人情報など守秘義務も課せられております。職務権限を持つ理事者職員は、清潔性が今、強く求められております。

大きな6番として、視察報告を載せております。京丹波町議会に行かせていただきました。参考までに見ていただきたいと思えます。

(2) では、先ほど申しましたコンプライアンス制度、これが大変勉強になったと、このように思っております。

それから最後になりましたが、7番では特別委員会の活動経過を細かく載せております。またごらんになっていただきたいと、このように思えます。

この中で一つ、委員会と、それから打合会、このように区分けをしております。これは基本的に職員等から事情聴取を受けた場合は公開しておりますので、委員会とすると、基本的には、委員会は公開とすると。それから要点記録、それから録音等もとっております。打合会というのは、本当に、この後、どういうふうに進めていくかというのが打合会、そのように区分けをしておりますので、このような形でまとまりました。

ちょうど去年の9月議会で発足し、また1年たって、ことしの9月議会で報告できましたことは、ほかの皆さんの委員のご見識、そしてまた、ご協力のたまものだろうというふうに思っております。大変お世話になったというお礼を込めまして、報告とさせていただきたいと思えます。以上でございます。

議長(赤松孝一) ありがとうございます。

ただいま有吉委員長から報告がありましたとおり、本委員会を閉じることになりましたので、ご報告いたします。本当に長期間にわたり、京都の地裁への出張等も含めまして、微に入り細に入りご報告いただきましてありがとうございます。大変ご苦労さんでございました。

次に、日程第17 閉会中の継続審査(調査)申出書を議題とします。皆様のお手元に配付してあるとおりでございます。

3 常任委員会から、審査(調査)中の事件について、会議規則第73条の規定により、閉会中の継続審査(調査)の申出書が議長に提出されております。

お諮りします。

各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査(調査)とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(赤松孝一) ご異議なしと認めます。

よって、各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査(調査)とすることに決定しました。

以上をもちまして、本定例会に付されました議案、その他は全て議了いたしました。

ここで、町長から挨拶を承ります。

太田町長。

町長（太田貴美） 9月定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

9月2日の開会から本日、この27日までの26日間にわたり、本定例会では、平成24年度一般会計歳入歳出決算認定をはじめ、各会計決算認定11件、条例案件4件のほか、財産の取得案件1件、各会計補正予算7件、辺地計画の策定及び変更に合わせて7件、町道路線の認定案件1件、請負契約の締結1件、請負契約の変更2件、専決処分の承認1件の、都合35件にも及ぶ重要事項のご審議をお願いしてまいりました。この間、赤松議長をはじめ議員の皆様には、本会議や各常任委員会におきまして、熱心にご議論をいただき、専決処分の承認、一般会計補正予算（第2号）及び平成24年度下水道特別会計歳入歳出決算認定を除く議案を原案どおりご承認賜りました。

ただ、今回、与謝野町特別職の職員の給与及び報酬等に関する条例の一部改正について、専決処分の承認を求めましたところ、不承認となり、必要と認める措置として、さらに与謝野町特別職の職員の給与及び報酬等に関する条例の一部改正条例案をご提案し、ご承認いただきました。また、一般会計補正予算（第2号）につきましては、一部修正の上でご承認をいただきました。

平成24年度下水道特別会計歳入歳出決算認定については、認定いただくことができませんでした。今回の不納欠損処分の問題につきましては、まことに申しわけなく思っております、今後の信頼の回復に全力で取り組むことをお誓いいたします。

平成24年度一般会計歳入歳出決算認定におきまして、ハード面では後野地区公民館の新築工事、阿蘇シーサイドパークの完成、デジタル防災行政無線の全町域整備の完了、地域共生型福祉施設やすらの里の完成、また、ソフト面ではXキャンプ事業など、地域活性化事業や各種の計画推進などの施策に取り組ませていただきました。

今後におきましても、本定例会でのご審議の中でいただきましたご意見、ご提案を重く受けとめまして、諸施策の推進に最善の努力を尽くしてまいりますので、これまで同様のご理解とご協力をお願い申し上げます、また、最後になりましたが、監査委員さんにおきましては、決算の審査及び今回の下水道の分担金、負担金につきましても、大変ご心配をかけましたことをおわび申し上げます、本定例会の閉会に当たってのご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

議長（赤松孝一） 私からも、一言ご挨拶を申し上げます。

本当に9月2日とあって、まだまだ残暑の厳しい、まだ、夏真っ盛りというような状況の中で開会したわけですが、きのう、きょう、すっかり秋の気配が漂いまして、大江山の稜線もくっきりと秋空の中に浮かんでいます。本当に今回の今議会は、先ほど太田町長からもご報告がありましたように、さまざまところで議会も一生懸命になりまして、これほど議会の議員の意見が分かれたことも少なかったと思います。しかし、それはやはり各議員の見識であり、どの意見であろうとも、私は大切にしなければならない。多数だったから、それが正しいとか、少数だったから、それが違うとか、そういった判断は絶対できないと思います。

これから、特に私たち議員は、もう残すところ任期は半年ではありますが、やはりこれからますます、あと半年か、まだ半年か、私は、まだまだ半年間、十分に議会としての能力を発揮し、住民の皆さんの負託に応えられるように一生懸命に頑張りたいと思います。

また今回は、日本ではまれなのか、ほかの地域にもあるのか、私も前例は知りませんが、議会みずからが、みずからの歳費を減額するという非常に厳しい発議がありました。私も皆さん方のご意見を拝聴しながら、本当に厳しいなど、しかしながら僅差ではありますが、10対7というふうな少数の差ではありますが、発議が可決しました。この発議の結果が町民の皆さんに、よりよく伝わるように、そして、その我々の心がもっともっと町民の皆さんに伝わるように、これから10月、11月に予定しています議会懇談会の席上では、誰かがおっしゃいましたが、胸を張って、行政ばかりに求めるのではなしに、我々議会も説明責任を十分に果たす必要があると、こんなふうに、かように考えております。

ぜひとも議員の皆様におかれましても、また、職員の皆さんにおかれましても、今回、いろんな修正案とか、いろんな形がございまして、私も微力な者でございますから、議員の皆様、また、職員・理事者の皆様に不快な思いがあったかも知れませんが、どうかお許しをいただきたいと思っています。

それでは、理事者の皆さん、また議会議員の皆さんがますますご健康でご多幸で、町政の発展に尽力していただきますことを、こい願ひまして、まことに簡単ではございますが、挨拶といたします。ご協力ありがとうございました。

会期を3日残しておりますが、これをもちまして、第52回平成25年9月定例会を閉会します。長期間本当にご苦労さんでございました。

(閉会 午後 5時10分)

この会議録の内容が正確であることを証するため、地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

与謝野町議会 議長

同 議員

同 議員